

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

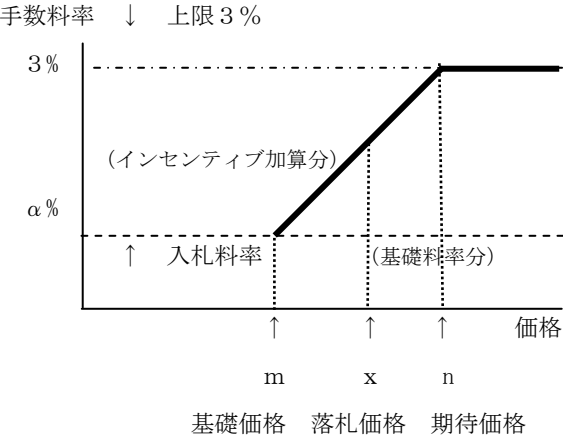
平成20年度（第4期事業年度）

業務実績評価シート

評価シート（1）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																																																
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>中期計画の4年度として、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制の確立に着手するとともに、併せて経営管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>当初中期目標において含まれていなかった社会保険病院53を含め、平成20年10月1日に厚生労働省から63の社会保険病院・厚生年金病院（併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」）が出資されたことに伴い、地域医療体制に配慮した施設整備・譲渡等の重点課題に対処するために人員増加を抑制しつつ組織の改廃、専門的知見を有する人材の確保に努めた。</p> <p>① 組織の新設 ・企画部病院チームの設置（平成20年10月） 当初中期目標において含まれていなかった社会保険病院53を含め、新たに出資された社会保険病院等について、その運営及び管理に関する基本的事項を担当するための組織として、企画部に「病院チーム」を設置した。 ・特命担当部の設置（平成20年4月） 増加する施設譲渡業務に伴い、売却手法の諸問題に適切に対応するために、特命担当部を設置した。</p> <p>② 医療に関する専門知識を有する職員の病院チームへの配置（平成21年3月） 地域医療体制の維持を図るため、社会保険病院等の施設整備等に迅速に対応すべく、医療に関する専門知識を有する者を病院チームに配置するとともに、経営分析部門と施設整備部門を置き、さらなる充実を図った。</p> <p>③ 組織の廃止・統合 ・企画部戦略マーケティング部の廃止 譲渡価格・雇用・公共性等の慎重な対応が求められるホール付大型会館の処理方針等を検討するための組織として設置していたが、方針策定が概ね終了し、具体的な譲渡ステップに移行したことから、その機能を施設部等に統合し同組織を廃止した。 ・特命担当部の廃止 増加する施設譲渡業務に伴い、一括譲渡方式等による売却手法を検討してきたが、原則として個別売却による施設譲渡が機構の目的に沿うと判断し、同組織を廃止した。</p> <p>平成21年3月31日現在の職員数 <table border="1"> <tr><td>総務部</td><td>9名</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>企画部</td><td>8名</td><td>(全員専門職)</td><td></td></tr> <tr><td>施設部</td><td>10名</td><td>(全員専門職)</td><td></td></tr> <tr><td>業務推進部</td><td>5名</td><td>(うち専門職4名)</td><td></td></tr> <tr><td>特命担当部</td><td>1名</td><td>(専門職)</td><td></td></tr> <tr><td>管理部</td><td>5名</td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">計38名</td><td>(平成19年度末38名)</td><td></td></tr> </table> <p>(参考：総人件費改革における当機構の基準人員数(定員)は、41名(常勤役員を含む)である。)</p> <p>【主な出身職種】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出身職種</th> <th>人数</th> <th>出身職種</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関</td> <td>10名</td> <td>法律事務所</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>不動産会社</td> <td>4名</td> <td>税務コンサル</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>建設会社</td> <td>5名</td> <td>調査研究機関</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資格取得者の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格種別</th> <th>人数</th> <th>資格種別</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地建物取引主任者</td> <td>6名</td> <td>測量士</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定士</td> <td>1名</td> <td>土地地区画整理士</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>一級建築士</td> <td>1名</td> <td>不動産コンサルティング[※]技能資格</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物管理責任者(PCB等)</td> <td>1名</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </p>	総務部	9名			企画部	8名	(全員専門職)		施設部	10名	(全員専門職)		業務推進部	5名	(うち専門職4名)		特命担当部	1名	(専門職)		管理部	5名			計38名		(平成19年度末38名)		出身職種	人数	出身職種	人数	金融機関	10名	法律事務所	1名	不動産会社	4名	税務コンサル	1名	建設会社	5名	調査研究機関	1名	資格種別	人数	資格種別	人数	宅地建物取引主任者	6名	測量士	1名	不動産鑑定士	1名	土地地区画整理士	2名	一級建築士	1名	不動産コンサルティング [※] 技能資格	1名	特別管理産業廃棄物管理責任者(PCB等)	1名		
総務部	9名																																																																		
企画部	8名	(全員専門職)																																																																	
施設部	10名	(全員専門職)																																																																	
業務推進部	5名	(うち専門職4名)																																																																	
特命担当部	1名	(専門職)																																																																	
管理部	5名																																																																		
計38名		(平成19年度末38名)																																																																	
出身職種	人数	出身職種	人数																																																																
金融機関	10名	法律事務所	1名																																																																
不動産会社	4名	税務コンサル	1名																																																																
建設会社	5名	調査研究機関	1名																																																																
資格種別	人数	資格種別	人数																																																																
宅地建物取引主任者	6名	測量士	1名																																																																
不動産鑑定士	1名	土地地区画整理士	2名																																																																
一級建築士	1名	不動産コンサルティング [※] 技能資格	1名																																																																
特別管理産業廃棄物管理責任者(PCB等)	1名																																																																		

評価シート（1）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。</p> <p>※不動産売却業務委託に係るインセンティブ方式</p>  <p>手数料率 ↓ 上限3%</p> <p>3%</p> <p>(インセンティブ加算分)</p> <p>α%</p> <p>↑ 入札料率</p> <p>(基礎料率分)</p> <p>↑ ↑ ↑</p> <p>m x n</p> <p>基礎価格 落札価格 期待価格</p> <p><料率の算定></p> <p>(定義) α：入札料率（競争入札で決定する料率）</p> <p>m：基礎価格 } 不動産市場の情勢を踏まえ機動的に見直し</p> <p>n：期待価格 }</p> <p>x：落札価格</p> <p>(計算式)</p> $\text{最終料率} = \alpha + (3 - \alpha) \times (x - m) / (n - m)$ <p>※上限3%</p> <p>この方式の導入に伴い、委託業者に対し買受側からの手数料の收受を禁止している。</p>	<p>(1) 効率的な業務運営のための外部委託の活用</p> <p>新たに3業務について外部委託を実施するとともに、既存外部委託業務について改善を行った。</p> <p>① 新規外部委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づく社会保険病院等の出資準備の一環として、建物の維持管理コストを出資時鑑定に適切に反映させるために、エンジニアリングレポートの作成を行うこととし、企画競争にてアドバイザーを選定、設計図書収集、仕様書の作成等を委託した。また、エンジニアリングレポート作成業務については、一般競争入札により委託業者を選定し業務を委託した。 病院チームにおける社会保険病院等の施設整備案件の審査・承認の迅速化を図ることを目的に、企画競争にてアドバイザーを選定し、医療、建築、経営等の観点からの基礎的情報の収集業務を委託した。 本体施設の売却の進捗に伴い、これに付随する宿舎についても売却を加速させるべく、企画競争にてアドバイザーを選定し、対象物件の調査、売却手法案、価値向上策、売却スケジュール、想定売却価格の算定等を実施した。なお、平成21年度より、宿舎の売却業務委託を順次開始しており、平成21年6月末までに26物件の入札公告を実施する予定。 <p>② 既存外部委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産売却業務委託に係るインセンティブ方式の見直し 不動産売却業務委託については、平成19年度に引き続きインセンティブ方式を適用している（左図参照）。同方式は、不動産価格の上昇又は安定的な局面では有効に機能したが、急激な下降局面においてはインセンティブが機能しないケースも発生したため、不動産市場の情勢を踏まえ、基礎価格/期待価格を機動的に見直した。 新規売却業務委託先の指導、業務開始後のフォロー 新規売却業務委託先（平成20年度3社）に対しては、円滑かつ効率的に業務を遂行できるよう、業務開始前に業務内容等について説明会を実施。業務開始後も進捗状況等についての連絡・報告体制を明確化し、各委託業者の業務内容のばらつきを排除した。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。</p>	<p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>(2) 施設の運営委託</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の運営委託は、原則、機構に出資される前に社会保険庁が委託していた公益法人と、社会保険庁が契約していた内容を基本として委託契約を締結しており、平成20年度に出資された社会保険病院等についてもこの取扱いを踏襲している。 <p>【具体的委託契約先】</p> <p>(財) 厚生年金事業振興団、(財) 社会保険健康事業財団、(社) 全国社会保険協会連合会、(社) 全国国民年金福祉協会連合会(財) 船員保険会、(財) 各都道府県社会保険協会、(財) 各都道府県国民年金福祉協会、(社) 地域医療振興協会、岡谷市(財) 平成紫川会、公立紀南病院組合</p>

評価の視点	自己評価	S	評価	A
<p>【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たに投資された社会保険病院等の適切な管理・譲渡業務等の重点課題に対応するために機動的に組織の改廃を行うとともに、専門的知見を有する人材の確保を図り、人員を抑制しつつ効率的な業務運営体制の確立に努めた。 社会保険病院等の出資などに伴う業務の拡大に対応し、業務の外部委託を拡大するとともに、委託業務の改善にも積極的に取り組み、業務の円滑な運営を推進した。 業務が拡大する中、効率的な組織運営に努め、人員については前年度と同数になっている。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【委員会としての評定理由】</p> <p>新たに課された社会保険病院等の運営管理に対応するための組織の組み換えを含めて、期間限定で可能な限りの物件譲渡を達成するために効率的な事務運用体制を確立していると評価できる。また、毎朝のミーティングなどについても業務推進効果が表れている。</p>	
<p>組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、適切な運営がなされたか。</p>	<p>実績：○</p> <p>当機構も実質4年目に入り、平成20年度から本格的に売却を行うこととなった大型会館のほか、当初の中期目標では考慮されていなかった社会保険病院等が10月に新たに投資され、その管理・譲渡業務等の業務量が大幅に増加・複雑化する中、重点課題に対処するため、</p> <p>① 組織の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院等の運営及び管理に関する基本的事項を担当する組織 増加する施設譲渡業務に伴い、売却手法の諸問題に適切に対応するための組織 <p>② 医療に関する専門知識を有する職員の病院チームへの配置</p> <p>医療の専門的知識を有する職員を病院チームに配置するとともに、経営分析部門と施設整備部門を置き、体制の整備を図った。</p> <p>③ 組織の廃止・統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ホール付大型会館の処理方針策定が概ね終了し、具体的な譲渡ステップに移行したことによる組織の廃止 一括譲渡方式等による売却手法の検討が終了したことによる組織の廃止を行い、効率的な業務運営体制の確立を図り、機構業務の円滑な推進に努めた。 		<p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに課された社会保険病院等の運営管理に対応するため、組織を組み換え、効率的な体制の確立を行った。外部委託に関しても機動的に体系の改訂等を行っている。 朝礼など努力の効果が表れている。 全体的に中期計画以上の効率的な事務運営体制を確立していると評価できる。病院施設の新たな業務への対応については実績が出てから評価することとし、今回は評価対象外とした。 期間限定内で可能な限りの物件譲渡を達成するのに適切な体制の確立は計画以上と判断する。 	
<p>業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な運営がなされたのか。</p>	<p>実績：○</p> <p>新たな外部委託の実施や既存委託業務の改善を行うとともに、委託業務内容の状況把握を逐次実施することにより、効果的かつ効率的な業務運営がなされた。</p>			

評価の視点	自己評価	—		評定		
<p>内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員の職務執行の在り方を始めとする内部統制及び財務報告の信頼性の確保については、外部の会計監査人による監査、及び監事による監査によるほか、監事に幹部会等定例会議への出席を要請し、業務執行の適正性に関し逐次意見を戴いている。 ・ 目標管理の導入に係る職員の人事評価制度については、職員が目標を明確に意識し、主体的な業務遂行を促すための業務実績評価と、主体的な能力発揮を促すための能力評価で構成される人事評価制度を導入。評価結果は昇給、勤勉手当に反映している。また、役員の仕事評価については、独立行政法人自体の業務の実績を評価の対象とし、独立行政法人評価委員会の評価結果と、半期ごとの売却実績の総合結果により評価し、期末手当支給時に反映している。退職手当については、独立行政法人評価委員会の評価を受けて支給率に反映させることとしている。（業務実績評価参考資料参考4参照） 			<p>（理由及び特記事項）</p> <p>【その他意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年10月に新たに投資された社会保険病院等の適切な管理のため、専門的知見を有する人材を確保するなど、効率的な業務の運営体制をタイムリーに実施し、施設の維持管理に注力した点、高く評価できる。また、インセンティブ手数料なども市況にあわせて機動的に行うなど民間の知恵を活かした活動は評価できる。全員参加の毎朝のミーティングも業務推進上大いに評価できる。 ・ 社会保険病院等の施設譲渡業務に対応した組織改廃が適切になされた。このことにより、病院の管理・運営が可能となっており、高く評価すべきである。 		
<p>法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委の評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <p>機構設立当初から全職員が参加する毎朝の業務打合せにおいて、様々な問題点等について全員で議論し、理事長により方策決定がなされ、また、業務の重要な方針についても、毎月の幹部会・役員会を経た上で決定する仕組みとなっている。これらの手法により日々発生する種々の問題に迅速かつ適切に対応するとともに、職員の積極的な業務への取組を促す等、円滑に業務運営がなされているところである。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに社会保険病院の売却の必要性が生じたことから、病院チームを設置するなど、適切な業務運営体制が迅速に確立されている。 		

評価シート（2）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>2 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底を図ること。</p>	<p>2 業務管理の充実 (1) 業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(2) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実 (1) 機構設立の際、国から出資を受ける資産並びに承継する権利及び義務に係る情報等について、中期目標期間の機構の業務に支障を来さぬよう適切に整理を行い、当該情報等の管理体制の確立を図る。</p> <p>(2) 業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(3) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実</p> <p>平成19年度において実施した物品、既存の権利義務等についての調査結果や新たに出資された社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に全施設を対象に実施した物品の調査及び施設内の通行権、温泉権等に関する調査によって整理した情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。 新たに出資された社会保険病院等に係る情報をデータベース化し、適切に整理を行った。 <p>(2) 従来同様下記のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議による管理 業務の進捗に関しては、幹部会（2回/月開催、構成員：理事長、理事、審議役、部長及び総務課長）及び役員会（1回/月開催、構成員：理事長、理事、監事<オブザーバー>）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打合せ（参加者：理事長、審議役、施設部・業務推進部・管理部・企画部所属員全員、総務課長等）においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い方針を決定し対処を行った。 システムによる管理 情報管理、計画管理、進捗管理、実績管理の項目毎にデータベースを構築することにより、情報を共有し日々の管理を行える体制をシステムとして整備している。 <p>(3) 当機構の業務に関しては、入札に係るリスク（暴力団等不適格入札者、談合、偽情報、システム及び人的な内部情報漏洩）、風評リスク、法規制変更リスク、災害リスク等多様な事業リスクが発生する蓋然性があると認識している。これらに関しては毎朝開催する業務打合せでその対応につき全員で議論を行い、その結果に基づき所管部署が対応を行っている。</p> <p>特に施設売却の過程において発生する様々なリスクに対応するために、入札参加者の資格について、より適正に対処するため、企画部に上席調査役を、また、訴訟等法律問題に適切に対応し、かつ、情報公開や個人情報保護にも適正に対応するため、これらの業務を専属的に行う法務文書課を設置している。</p> <p>また、入札参加予定者への被害発生が考えられる「機構施設につき優先譲渡・随意契約ができる」等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられたことから、関係当局との連携体制を構築・強化するとともに、情報を入手する都度、データベースに登録、注意喚起のメッセージをホームページに掲出し被害発生の防止を図っている。</p>

評価の視点	自己評価	S	評価	A
【評価項目2 業務管理の充実】	<ul style="list-style-type: none"> 全施設についての物品・権利義務等に関する調査結果や、新たに出資された社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込むことにより情報を共有するとともに、当機構自らが支障の解決に取り組むことにより資産価値の向上を図った。 顕在化したリスクのみならず潜在的なリスクに対しても迅速かつ適切な人的・組織的対応を行い、被害の未然防止に成功している。 偽情報等のリスク情報を迅速かつ適切に開示し、周知徹底と被害の未然防止を図っている。 		(理由及び特記事項)	<p>【委員会としての評定理由】</p> <p>期限が定められた組織の中で事業リスクの把握、社会保険病院等を含むデータ管理及びシステムの整備等が適切に行われている。</p> <p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業リスクの把握・管理について、進展が見られる。また、社会保険病院等の調査情報のデータベース化が行われた。 データ管理、リスク管理が体系的になされ、工夫がみられる。
国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に全施設を対象に実施した物品の調査及び施設内の通行権、温泉権等に関する調査によって整理した情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。 新たに出資された社会保険病院等に係る情報をデータベース化し、適切な整理を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> システム導入等評価できる。 時限がさだめられた組織で、しかし売却処分という事務をアクティブに行っており評価できる。Sに近いAと言える。 期間限定内で可能な限りの物件譲渡を達成するのに適時・適切に行われていると判断する。 <p>【その他意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全施設の物品等をすべて調査しデータベース化する等情報共有化は特筆に値するもの。これにより施設の資産価値の向上が図られた他、業務管理のベースが質的にレベルアップしたものと評価できる。 計画的に業務を推進するため、会議による管理、システムによる管理などシステムティックな対応が行われるとともに、リスク管理についても対応が行われている。
業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。	実績：○	<p>業務の進捗管理についてはシステム及び定例会議の両面で行っており、計画的推進が図られている。</p>		
業務遂行において生じる多様な事業リスクの的確な把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> 当機構の業務に関しては、多様なリスクがあるが潜在的なリスクへの事前対応、顕在化したリスクへの迅速な対応などの確に対応しており、現状それらのリスクが当機構の業務及び買受人等関係者に及ぶことを回避し得ていると考えている。また、状況に応じ適時適切に人的・組織的対応を図っている。 偽情報については、関係当局との連携体制を構築・強化するとともに、入手の都度その情報内容をホームページに掲出し、周知徹底と被害の未然防止に万全を期している。 		

評価シート（3）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																																																					
<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。</p> <p>（2）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減する。</p> <p>（2）業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>（3）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努める。</p> <p>（2）業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>（3）国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 経費予算 8,883 百万円に対し、実績は 1,856 百万円であり、7,027 百万円の節減を図った。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、必要最小限の経費の執行に努め、更に、少額の契約（消耗品等）であっても複数社による見積り合わせを行うなど経費の節減を図り、平成17年度との比較で30%節減した。（対前年度比11%減）</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>一般管理費 （人件費除く）</th> <th>対 17年度</th> <th>対 18年度</th> <th>対 19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">17年度 (6ヶ月間)</td> <td>①決算額</td> <td>86,075</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②初年度限りの経費</td> <td>65,210</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③継続する経費（①-②）</td> <td>20,865</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④年換算（③×2）</td> <td>41,730</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">18年度決算額</td> <td>37,583</td> <td>△10%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">19年度決算額</td> <td>32,616</td> <td>△22%</td> <td>△13%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">20年度決算額</td> <td>29,020</td> <td>△30%</td> <td>△23%</td> <td>△11%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）業務経費については、予算8,719百万円に対し実績1,723百万円と6,996百万円を節減した。 これは、施設として売却を図ることができたことから施設解体費用27億円が、また、甚大な災害が発生しなかったことから災害復旧費用8億円が各々不要になったこと、売却手数料8億円が翌年度に繰り延べとなったことが主な要因である。 また、経費の執行にあたっては、原則として一般競争入札とし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、業務経費の効率的な執行に努めた。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算</th> <th>実績</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>8,719</td> <td>1,723</td> <td>△6,996</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>337</td> <td>271</td> <td>△66</td> </tr> <tr> <td>不動産等売却事業費</td> <td>2,210</td> <td>759</td> <td>△1,451</td> </tr> <tr> <td>不動産等管理事業費</td> <td>5,748</td> <td>524</td> <td>△5,225</td> </tr> <tr> <td>その他業務経費</td> <td>424</td> <td>169</td> <td>△254</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）平成20年度から本格的に売却を行うこととなった大型会館のほか、当初の中期目標では考慮されていなかった社会保険病院等が10月に新たに出資され、その管理・譲渡業務等、業務量が増加、複雑化する中、業務の効率化を図りつつ、増員を抑制し、機構業務の円滑な推進に努めた。 職員の給与については、昨年度に引き続き、譲渡専門職俸給表の細分化、諸手当の見直し等、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の見直しを行った。</p>			一般管理費 （人件費除く）	対 17年度	対 18年度	対 19年度	17年度 (6ヶ月間)	①決算額	86,075	—	—	—	②初年度限りの経費	65,210	—	—	—	③継続する経費（①-②）	20,865	—	—	—	④年換算（③×2）	41,730	—	—	—	18年度決算額		37,583	△10%	—	—	19年度決算額		32,616	△22%	△13%	—	20年度決算額		29,020	△30%	△23%	△11%		予算	実績	差異	業務経費	8,719	1,723	△6,996	人件費	337	271	△66	不動産等売却事業費	2,210	759	△1,451	不動産等管理事業費	5,748	524	△5,225	その他業務経費	424	169	△254
		一般管理費 （人件費除く）	対 17年度	対 18年度	対 19年度																																																																			
17年度 (6ヶ月間)	①決算額	86,075	—	—	—																																																																			
	②初年度限りの経費	65,210	—	—	—																																																																			
	③継続する経費（①-②）	20,865	—	—	—																																																																			
	④年換算（③×2）	41,730	—	—	—																																																																			
18年度決算額		37,583	△10%	—	—																																																																			
19年度決算額		32,616	△22%	△13%	—																																																																			
20年度決算額		29,020	△30%	△23%	△11%																																																																			
	予算	実績	差異																																																																					
業務経費	8,719	1,723	△6,996																																																																					
人件費	337	271	△66																																																																					
不動産等売却事業費	2,210	759	△1,451																																																																					
不動産等管理事業費	5,748	524	△5,225																																																																					
その他業務経費	424	169	△254																																																																					

評価の視点	自己評価	S	評価	A												
【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は平成17年度との比較で30%、19年度との比較で11%節減した。 業務経費については、事業譲渡を原則とすることにより6,996百万円の節減を図ることができた。 経費の執行にあたっては、可能な限り一般競争入札により行っている。 		(理由及び特記事項) 【委員会としての評定理由】 予算との比較における削減効果、特に施設解体費2.7億円の節減は計画を上回っており、適切な削減努力がなされている。また、人員の削減については、平成17年度末の36人ではなく、業務が本格化した41名を基準として、評価が行われるべきという、機構側の説明は十分に納得出来る。業務量が増加したにもかかわらず、人員の抑制にも努めていると認められる。また、契約についても、一般競争入札について国と同様のものとしたことなど評価できる。													
[数値目標] 一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。	平成17年度との比較で30%、前年度との比較で11%節減した。															
「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行う。	<p>施設譲渡業務を適切かつ迅速に進めることにより平成21年度末までに4%以上の人員の削減を行う。</p> <p>なお、削減率の基となる定員は、当機構の業務の特殊性を踏まえ41名であり、現状人員が39名（常勤役員を含む）であることから、既に「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において求められている水準を達成している。</p> <p>(参考) 売却実績（落札ベース）譲渡対象299施設（A）</p> <table border="1" data-bbox="1077 730 1626 915"> <tr><td>平成17年度（10月～）</td><td>4施設</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>62施設</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>98施設</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>73施設</td></tr> <tr><td>累計（B）</td><td>237施設</td></tr> <tr><td>(B) / (A)</td><td>79%</td></tr> </table>		平成17年度（10月～）	4施設	平成18年度	62施設	平成19年度	98施設	平成20年度	73施設	累計（B）	237施設	(B) / (A)	79%	【各委員の評定理由】 ・施設解体費2.7億円他の節減は期待以上であり評価できる。また、厳しい環境の中、業務量も大幅に増加したにもかかわらず、人員抑制にも努めている。契約内容についても、一般競争入札についてすべて国と同様のものとしたことなど評価できる。	
平成17年度（10月～）	4施設															
平成18年度	62施設															
平成19年度	98施設															
平成20年度	73施設															
累計（B）	237施設															
(B) / (A)	79%															
[評価の視点] 一般管理費（人件費を除く。）の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。	実績：○ 一般管理費（人件費を除く。）については、必要最小限の経費の執行に努め、更に、少額の契約（消耗品等）であっても複数社による見積り合わせを行うなど経費の節減を図り、平成17年度との比較で30%節減した。（対前年度比11%減）		・人員の削減については、H17年度末の36人ではなく、業務が本格化した41名を基準として、評価が行われるべきという、機構側の説明は十分に納得出来る。その前提の下では、人員数、給付等で削減がなされたと認められる。													
業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、具体的な取組がなされたか。	実績：○ 業務経費については、マーケティングに注力した結果、建物を活用する方向での売却ができたことから、解体費が不要となったこと等により予算8,719百万円に対し実績1,723百万円と6,996百万円の節減を図った。		・適切な経費削減努力を行っているとして評価できるが、売却条件に関わるものもあり、A評価に据え置いた。													
「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うための取組を進めたか。（政・独委の評価の視点と同様）	実績：○ 平成20年度から本格的に売却を行うこととなった大型会館のほか、当初の中期目標では考慮されていなかった社会保険病院等が10月に新たに出資され、その管理・譲渡業務等の業務量が増加・複雑化する中、業務の効率化を図りつつ、増員を抑制し、業務の円滑な推進に努めた。（業務実績評価参考資料参考2参照） 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）では、その時点で事業継続がなされていた法人を対象に、その後5年間で5%の人員削減を行うことを基本として定員純減目標が定められているが、当機構は平成17年10月に設置され、業務がまだ軌道にのっていない状態の平成17年度末の人員は36名であったことから、関係当局と調整をし、業務の本格稼働時の定員を41名とすることで協議が整い、この数を基準として削減していくこととしたところであり、厚生労働大臣も当機構における人員削減の基準となる人数は41名であることを前提に中期計画を認可している。		・予算との比較における削減効果（特に施設解体経費用）は計画を上回っていると判断する。 【その他意見】 ・施設を解体せず、そのまま売却が図れており、経費の節減が十分に図られている。人員の活用も効率的であり、経費節減に資している。 ・削減が実数で現れている。 ・雇用の維持、地域への配慮など、当機構に求められた目的を達成させることにより、不動産等管理事業費を大幅に削減でき、理想的な形で目標が達成されている。													
国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。	実績：○ 職員の給与については、昨年度に引き続き、譲渡専門職俸給表の細分化、諸手当の見直し等、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の見直しを行った。															

評価の視点	自己評価	-		評価															
<p>国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。（政・独委の評価の視点） 	<p>実績：○</p> <p>当機構の職員給与の対国家公務員ラスパイレス指数については、昨年度に比べ高くなっているが、これは、当機構組織の特殊性として、小規模でかつ専門的知見を最大に活用した体制づくりを行い、平均年齢が高い構成の組織となっている中であって、今回の調査では、少ない比較対象人員の中で、給与額の低い職員が比較対象外となったことで指数が高くなったものである。これら要素を考慮し、比較算出した場合は前年並みの水準となるものである。</p> <p>今後も引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとしている。（業務実績評価参考資料参考2参照）</p> <p>（参考）対国家公務員ラスパイレス指数</p> <table border="1" data-bbox="1077 604 1736 745"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成20年度 （諸要素考慮 後推計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>103.9</td> <td>111.6</td> <td>104.3</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>96.8</td> <td>105.3</td> <td>98.5</td> </tr> </tbody> </table>					平成19年度	平成20年度	平成20年度 （諸要素考慮 後推計）	対国家公務員	103.9	111.6	104.3	地域・学歴勘案	96.8	105.3	98.5	<p>（理由及び特記事項）</p>		
	平成19年度	平成20年度	平成20年度 （諸要素考慮 後推計）																
対国家公務員	103.9	111.6	104.3																
地域・学歴勘案	96.8	105.3	98.5																
<p>契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <p>一般競争入札における公告期間・公告方法、予定価格の作成・省略の規定は会計規程等に明確に定めており、公告期間の下限、指名競争入札限度額、予定価格を省略できる基準額は全て国と同様のものとなっている。また、包括的随契条項、公益法人随契条項などの恣意的な運用が可能となる随意契約条項は設定していない。今後の検討事項としては、当機構の存続期間が残り1年余である中において、総合評価方式の導入、複数年度契約に関する規定、企画競争実施のための要領・マニュアル等の策定について、該当事案の発生の可能性も考慮し、導入可能なものについては導入すべく、現在検討を行っている。</p>																		
<p>契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <p>当機構は小規模法人であることから審査機関は設けていないが、従前より契約関係事務に精通した顧問に、随時、契約に関する指導（審査）を受けており、全職員参加で毎日行われる業務打合せにおいて、事業に係る契約方式についても確認を行っている。また、契約に係る全決裁を担当部、経理で審査した上、理事長のほか監事にも回付し、厳正に審査を行っている。</p>																		
<p>「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <p>平成18年度の契約実績を基に策定された「随意契約見直し計画」に掲げた競争性のある契約への移行については、平成20年度に全て完了した。（業務実績評価参考資料参考3②参照）</p>																		
<p>個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <p>契約にあたっては前述の顧問の指導や毎日の業務打合せでの確認のほか、担当部、経理で審査した上、理事長のほか監事の確認も受け厳正に行っているところであり、平成20年度における競争性のない随意契約は、いずれも相手方が限定されているなど随意契約によらざるを得ないもののみとなっている。</p>																		

評価シート（4）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 各施設の経営状況等の把握 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を把握する。</p> <p>2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>各施設の経営状況については決算の都度情報の更新を行い開示するとともに、各地方公共団体の意向調査、施設に対する支援策取り付けによる付加価値の向上に努力した。</p> <p>1 各施設の経営状況等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに実施した総合アドバイザー等による事業調査、不動産調査の結果を計画管理データベースに集約し、各施設の経営状況、今後の経営改善見込、建物・設備の老朽度等の状況の把握を行い、これらの情報を買受希望者に提供してマーケティング活動を行った。 ・ 建物耐震診断・土壌汚染の調査の実施が必要と考えられる施設全件の調査を完了し、譲渡にあたって調査結果を開示している。 ・ 社会保険病院等の出資時鑑定評価に、建物の維持管理コストを適切に反映させるために作成したエンジニアリングレポートを活用し、各病院毎の老朽度等の状況を把握するとともに、財務内容の分析を行い、経営状況等の把握に努めた。 <p>2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の買受意向については、機構設立当初全ての地方公共団体に対し確認を行っている。その後のマーケティング活動の中で、譲渡価格の引上げ、雇用の確保、地元の存続要望等の公共性への対応の観点から、地方公共団体による支援策等の取り付けが極めて重要なポイントであると判断している。 ・ その観点から、全ての地方公共団体に対して面談の上、各施設に対する地方公共団体としての意向を確認するとともに、支援策を要請している。これは原則として、各地方公共団体のトップに対して理事長が要請を行ってきた。その結果、これまで地方公共団体が入札に参加して落札したものが8施設、地方公共団体による取用に応じたものが4施設あるほか、譲渡済み施設については支援策を表明したものが37件、未売却の施設については22件に上っている。なお、支援策の内容は、固定資産税減免、補助金交付、その他敷地利用料減免や無利息貸付等となっている。 ・ なお、これらの施設に関しては、入札公告時に地方公共団体の支援策を公表しており、落札結果は、概ね地方公共団体の意向に沿った用途となっている。

評価の視点	自己評価	S	評定	S
【評価項目4 各施設の経営状況等の把握 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明】	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡価格引上げのために事業キャッシュフローの改善可能性を開示するとともに、各地方公共団体の支援取り付けによる付加価値の向上に努力した。 その結果、地方公共団体が入札に参加して落札したものが8施設、地方公共団体による収用に応じたものが4施設あるほか、譲渡済み施設について支援策を表明したものが37件、未売却の施設については22件に上っており、相乗的な効果が得られている。 		(理由及び特記事項)	
中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> 全施設について事業調査、不動産調査を実施し、事業としての今後の可能性及び不動産としての対応方針を示した極めて有効なマーケティング資料が整備され、買受希望者からも充実した資料の提供がなされていると評価されている。 建物耐震診断・土壌汚染の調査が必要と考えられる施設全件の調査を完了し、譲渡にあたって調査結果を開示している。 社会保険病院等について、エンジニアリングレポートを活用し、各病院毎の老朽度等の状況を把握するとともに、経営状況等の把握に努めた。 	【委員会としての評定理由】 エンジニアリングレポート等を活用して、病院施設の状況把握をするなど、適切な対応をしている。また、自治体からの支援を受けることが譲渡価格の引き上げに寄与するとの判断で、理事長自ら自治体のトップと面談し、支援策を取り付けることで売却や雇用等への十分な成果に結びついており、大いに評価できる。	【各委員の評定理由】 ・エンジニアリングレポート等を活用して、病院施設の状況把握をするなど、適切十分な対応をしており、大いに評価できる。理事長自ら自治体トップと面談して支援策を取り付けるなど、高く評価できる。
年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行ったか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡価格の引上げ、雇用の確保等の観点から地方公共団体からの支援策等の取り付けが重要なポイントであると判断し、全ての地方公共団体に対して面談の上、意向を確認するとともに支援策を要請している。 その結果、地方公共団体が入札に参加して落札したものが8施設、地方公共団体による収用に応じたものが4施設あるほか、譲渡済み施設について支援策を表明したものが37件、未売却の施設については22件に上っており、相乗的な効果が得られている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体への説明を積極的に行っており、それが、売却、雇用等への十分な成果に結び付いている。 支援策の取り付け等の努力が見える。 自治体からの支援を受けることが譲渡価格の引き上げに寄与するとの判断で、支援を取り付けるための工夫、努力などが、達成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【その他意見】 地方自治体への支援策の要請、その成果を評価する。 中期計画以上の成果を挙げている。 譲渡結果から判断して適切に行われていると判断する。

評価シート（5）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																																																		
<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。</p> <p>また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。</p> <p>社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。</p>	<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。</p> <p>また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。</p> <p>社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。</p> <p>② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図る。</p> <p>また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。</p> <p>なお、社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>① 本年度における譲渡施設は、別表に定めるものとする。</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止</p> <p>1. 平成20年度の売却額は521億円（入札実施ベース）であり、計画比+91億円となった。これは機構売却原価に対しては+272億円(2.1倍)、出資価格に対しては+98億円(1.2倍)である。</p> <p>2. 平成20年度の譲渡施設数は73施設であり、計画比△17施設となった。これは、下期以降の急激な経済環境の悪化による不成立案件の増加と、事業キャッシュフロー拡大のため地方公共団体に対し支援策を要請し、支援策が期待できる施設については20年度譲渡を見送ったことによる。</p> <p>3. 平成20年度末までに社会保険病院等を除く譲渡対象施設299施設の内237施設（進捗率79%）の譲渡を終え、残りは62施設となった。</p> <p>4. 譲渡にあたっては一般競争入札により、公正性・透明性に十分意を用いた運営を行っており、現状、機構の運営に関して外部からの指摘等はない。また、譲渡後の施設の利用状況については公序良俗に反する使用等が行われていないか全件チェックを行っており、そのような事例はない。</p> <p>5. 雇用と公共性への配慮については、機構の基本方針として事業譲渡を原則とし、入札参加者への雇用継続依頼、各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼を直接面談にて行っている。その結果、平成20年度における事業継続率は80%、雇用継続率は77%となった。</p> <p>6. 平成20年度においては、地方公共団体の支援取り付けによる付加価値の向上に一段と注力することにより施設譲渡を促進した。また、地方公共団体に収用意向のある施設については、法律に定められた手続きに則り収用に応じている。これら地方公共団体の支援により、不動産市況悪化の影響を最小限に留めた施設譲渡を実現している。</p> <p>7. 社会保険浜松病院については、厚生労働大臣から譲渡対象として選定されたことを受け、地元自治体との協議等、譲渡に向けた準備を開始した。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>① 平成20年度の譲渡実績は下表のとおり。 （金額単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1780 1060 2724 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">譲渡施設数</th> <th rowspan="2">譲渡物件数</th> <th colspan="4">売却額</th> </tr> <tr> <th>売却原価対比額</th> <th>売却原価比</th> <th>出資価格対比額</th> <th>出資価格比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 画</td> <td>90</td> <td>105</td> <td>42,905</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>73</td> <td>87</td> <td>52,054</td> <td>+27,240</td> <td>210%</td> <td>+ 9,753</td> <td>123%</td> </tr> <tr> <td>計 画 比</td> <td>△17</td> <td>△18</td> <td>+ 9,149</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1780 1260 2410 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">19年度迄実績</th> <th colspan="3">20年度実績</th> </tr> <tr> <th>上期</th> <th>下期</th> <th>通期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売却額</td> <td>80,933</td> <td>29,256</td> <td>22,798</td> <td>52,054</td> </tr> <tr> <td>売却原価比</td> <td>194%</td> <td>261%</td> <td>167%</td> <td>210%</td> </tr> <tr> <td>出資価格比</td> <td>122%</td> <td>199%</td> <td>82%</td> <td>123%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【売却額について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 売却額は計画比+91億円、売却原価対比+272億円/2.1倍、出資価格対比額+98億円/1.2倍となり、19年度迄の実績（売上原価比1.9倍、出資価格比1.2倍）と対比しても遜色のない水準を確保した。 しかしながら、20年度を上・下期別にみると、上期は従来実績を上回ったが、下期は急激な経済環境の悪化を受け低下した。 <p>【譲渡施設数について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画比△17となった要因を分解すると、下表の通り。 <table border="1" data-bbox="1780 1669 2611 1816"> <tbody> <tr> <td>自治体等の支援策が期待されるため20年度譲渡を見送った施設</td> <td>△12施設</td> </tr> <tr> <td>不動産支障等の解決のため20年度譲渡を見送った施設</td> <td>△4施設</td> </tr> <tr> <td>入札不成立となった施設</td> <td>△10施設</td> </tr> <tr> <td>前倒して譲渡した施設</td> <td>+9施設</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>△17施設</td> </tr> </tbody> </table>		譲渡施設数	譲渡物件数	売却額				売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比	計 画	90	105	42,905				実 績	73	87	52,054	+27,240	210%	+ 9,753	123%	計 画 比	△17	△18	+ 9,149					19年度迄実績	20年度実績			上期	下期	通期	売却額	80,933	29,256	22,798	52,054	売却原価比	194%	261%	167%	210%	出資価格比	122%	199%	82%	123%	自治体等の支援策が期待されるため20年度譲渡を見送った施設	△12施設	不動産支障等の解決のため20年度譲渡を見送った施設	△4施設	入札不成立となった施設	△10施設	前倒して譲渡した施設	+9施設	計	△17施設
	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額																																																																		
			売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比																																																															
計 画	90	105	42,905																																																																		
実 績	73	87	52,054	+27,240	210%	+ 9,753	123%																																																														
計 画 比	△17	△18	+ 9,149																																																																		
	19年度迄実績	20年度実績																																																																			
		上期	下期	通期																																																																	
売却額	80,933	29,256	22,798	52,054																																																																	
売却原価比	194%	261%	167%	210%																																																																	
出資価格比	122%	199%	82%	123%																																																																	
自治体等の支援策が期待されるため20年度譲渡を見送った施設	△12施設																																																																				
不動産支障等の解決のため20年度譲渡を見送った施設	△4施設																																																																				
入札不成立となった施設	△10施設																																																																				
前倒して譲渡した施設	+9施設																																																																				
計	△17施設																																																																				

評価シート（5）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																
<p>また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p> <p>（2）契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p> <p>（3）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>（4）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p>	<p>③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p> <p>（2）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。</p> <p>（3）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>（4）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。</p>	<p>② 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p> <p>（2）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。</p> <p>（3）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>（4）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。</p>	<p>・ 譲渡施設数は計画比未達となったが、昨年12月以降の経済環境の悪化を受け、10施設が不成立となったことが直接的な要因。一方、当機構として急激な不動産市況の悪化に伴い、デベロッパー等の購入が期待できない状況となったことから、大型施設についても事業譲渡に重点を置き、地方公共団体支援取り付けによる事業キャッシュフローの拡大に向けた活動を強化した。地方公共団体による支援策が期待できる施設については、20年度譲渡を見送ったことも要因の一つとなっている。</p> <p>なお、機構発足以来の譲渡実績は下表のとおり。（金額単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1774 520 2718 674"> <thead> <tr> <th></th> <th>譲渡施設数</th> <th>譲渡物件数</th> <th>売却額</th> <th>売却原価対比額</th> <th>売却原価比</th> <th>出資価格対比額</th> <th>出資価格比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>237</td> <td>278</td> <td>132,987</td> <td>+66,308</td> <td>199%</td> <td>+24,036</td> <td>122%</td> </tr> <tr> <td>全施設数</td> <td>299</td> <td>進捗率79%</td> <td colspan="5">残り299施設-237施設=62施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 社会保険病院等を除き、当初譲渡又は廃止の対象とされた施設は302施設であったが、平成21年3月の厚生労働大臣指示により、保養ホーム3施設は連携している厚生年金病院と一体で譲渡することとなり、対象施設は299施設となった。20年度末までの累計譲渡施設は237施設（進捗率79%）となっており、残りは62施設となった。</p> <p>② 譲渡する施設の施設名・入札日時等については、全て官報及び機構ホームページに開示している。また、公告時期については、清算業務や従業員の再就職活動にも配慮し、委託先公益法人と協議の上決定している。</p> <p>（2）契約方法 ① 平成20年度売却物件は、収用に応じた下記施設を除き、全て一般競争入札にて対応した。</p> <table border="1" data-bbox="1813 1003 2442 1129"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>譲渡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京厚生年金スポーツセンター</td> <td>世田谷区</td> </tr> <tr> <td>ヘルシーパル船小屋</td> <td>福岡県</td> </tr> <tr> <td>社会保険中村診療所</td> <td>名古屋市</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平成20年度売却の借地上の建物（はなまき、ロッジZAOドッコ沼、かんざき）については、土地所有者の購入希望は無く、全て一般競争入札により対応した。</p> <p>（3）譲渡条件 平成19年度に引き続き機能維持条件付の施設の譲渡を行った。 ・ 機能維持のため健康管理センターについては、引渡し後5年間現行の健康診査事業を実施することを条件とし、老人ホームについては現行機能の5年間維持に加え、引渡時の入居条件を1年間維持する条件を付加した。 ・ 平成20年度には、健康管理センター8施設、老人ホーム5施設の譲渡を行った。また、その引継ぎが円滑に行われるよう買受人との調整に努めた。 ・ 「北海道厚生年金会館」については、大ホールの機能を5年間維持することを条件として一般競争入札を実施した。</p> <p>（4）譲渡価格 ・ 平成19年度から引き続き最低売却価格の全件開示を行っている。これは、地方施設等価格設定が困難と考えられるものに対し、入札参加者に価格の目安を示すと同時に、機構としての意思を入札価格に反映させることを意図して行っているものである。 ・ 最低売却価格については、不動産鑑定評価の手法に基づき、機構のマーケティングにより把握した市場動向を反映させて決定している。 ・ 理事長が全ての譲渡施設を実地調査した上で、最低売却価格を決定している。</p>		譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比	実績	237	278	132,987	+66,308	199%	+24,036	122%	全施設数	299	進捗率79%	残り299施設-237施設=62施設					施設名	譲渡先	東京厚生年金スポーツセンター	世田谷区	ヘルシーパル船小屋	福岡県	社会保険中村診療所	名古屋市
	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比																												
実績	237	278	132,987	+66,308	199%	+24,036	122%																												
全施設数	299	進捗率79%	残り299施設-237施設=62施設																																
施設名	譲渡先																																		
東京厚生年金スポーツセンター	世田谷区																																		
ヘルシーパル船小屋	福岡県																																		
社会保険中村診療所	名古屋市																																		

評価シート（5）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																																																
<p>（5）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。</p> <p>（6）老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。</p> <p>（7）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に十分な配慮を行うこと。</p> <p>（8）地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。</p>	<p>（5）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。</p> <p>（6）老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。</p> <p>（7）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>（8）地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p>	<p>（5）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、施設の引渡しの日迄とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。</p> <p>（6）老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。</p> <p>（7）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>（8）地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p>	<p>（5）譲渡の対価の支払方法 全施設について、引渡日迄に譲渡価格全額の振込を確認した上で引渡しを行った。なお、石巻市（宮城県）が落札した石巻社会保険健康センターの譲渡代金支払いについては、石巻市の要望により分割払による不動産売買契約書を締結したが、結果として石巻市は施設引渡日までに譲渡価格全額を支払った。</p> <p>（6）老人ホーム入居者への配慮 前掲（3）譲渡条件参照</p> <p>（7）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 平成20年度迄の事業と雇用の継続状況は下表の通り。</p> <table border="1" data-bbox="1783 611 2326 779"> <thead> <tr> <th>事業継続状況</th> <th>施設数</th> <th>比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡時に事業を行っていた施設</td> <td>204</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td> 継続</td> <td>153</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td> 非継続＝一部受皿有</td> <td>20</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td> 非継続</td> <td>31</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1783 785 2237 821"> <tr> <td>廃止済</td> <td>33</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="2353 625 2712 747"> <thead> <tr> <th>年度毎の推移</th> <th>単年度</th> <th>通期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度迄</td> <td>78%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年度迄</td> <td>70%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度迄</td> <td>80%</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1783 848 2326 1077"> <thead> <tr> <th>雇用継続状況</th> <th>施設数</th> <th>比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡時に従業員がいた施設</td> <td>204</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 雇用交渉が完了した施設</td> <td>194</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td> 継続</td> <td>114</td> <td>59%</td> </tr> <tr> <td> 一部採用</td> <td>29</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td> 非継続</td> <td>51</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td> 雇用交渉中</td> <td>10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1783 1083 2237 1119"> <tr> <td>廃止済</td> <td>33</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="2353 863 2712 984"> <thead> <tr> <th>年度毎の推移</th> <th>単年度</th> <th>通期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度迄</td> <td>67%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年度迄</td> <td>75%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度迄</td> <td>77%</td> <td>74%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（一部採用を含む）</p> <p>・ 当機構としては、極力雇用が継続されるために事業継続を指向したマーケティングを行っており、平成20年度においては、譲渡時に事業を行っていた施設のうち80%（通期75%）の施設において事業が継続されている。事業継続となった施設については買受者、委託先公益法人を含めた三者協議を行い雇用への配慮を強く依頼している。その結果、平成20年度においては、譲渡時に従業員がいた施設で雇用に関する買受者との協議が終わった施設のうち一部採用も含め77%（通期74%）の施設において雇用が継続された。</p> <p>・ 平成20年度においても、施設の譲渡に伴い、厚生労働省職業安定局への情報提供を行っている。</p> <p>・ なお、平成20年度単年度での事業及び雇用の継続率は、平成19年度比で各々+10%、+2%改善しているが、最近の不動産市況の悪化は、事業・雇用の継続に関し、むしろプラスに働いていると理解している。</p> <p>（8）地方公共団体との相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の施設機能の存続を希望する地方公共団体に対し、事業継続となった場合の固定資産税の減免や補助金等の交付を要請した結果、支援策を検討中あるいは実施の意向の表明があった地方公共団体はこれまでに約60団体に上った。（前掲 第2 2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明を参照） 施設敷地が地方公共団体からの借地の場合、事業を継続する施設買受者が引き続き借地が可能となるよう、条件の確認や優遇策の引き出し等の折衝を行った。 地方公共団体の支援策や借地の条件等については、買受者を募る際に物件概要書にその内容を記し適切に情報提供を行った。 社会保険浜松病院については、平成21年3月に厚生労働大臣から譲渡対象として選定されたことを受け、地元自治体に対して譲渡条件等について意見照会を行った。 	事業継続状況	施設数	比	譲渡時に事業を行っていた施設	204	100%	継続	153	75%	非継続＝一部受皿有	20	10%	非継続	31	15%	廃止済	33	年度毎の推移	単年度	通期	平成18年度迄	78%		平成19年度迄	70%	73%	平成20年度迄	80%	75%	雇用継続状況	施設数	比	譲渡時に従業員がいた施設	204		雇用交渉が完了した施設	194	100%	継続	114	59%	一部採用	29	15%	非継続	51	26%	雇用交渉中	10		廃止済	33	年度毎の推移	単年度	通期	平成18年度迄	67%		平成19年度迄	75%	70%	平成20年度迄	77%	74%
事業継続状況	施設数	比																																																																	
譲渡時に事業を行っていた施設	204	100%																																																																	
継続	153	75%																																																																	
非継続＝一部受皿有	20	10%																																																																	
非継続	31	15%																																																																	
廃止済	33																																																																		
年度毎の推移	単年度	通期																																																																	
平成18年度迄	78%																																																																		
平成19年度迄	70%	73%																																																																	
平成20年度迄	80%	75%																																																																	
雇用継続状況	施設数	比																																																																	
譲渡時に従業員がいた施設	204																																																																		
雇用交渉が完了した施設	194	100%																																																																	
継続	114	59%																																																																	
一部採用	29	15%																																																																	
非継続	51	26%																																																																	
雇用交渉中	10																																																																		
廃止済	33																																																																		
年度毎の推移	単年度	通期																																																																	
平成18年度迄	67%																																																																		
平成19年度迄	75%	70%																																																																	
平成20年度迄	77%	74%																																																																	

評価の視点	自己評価	S	評価	S
【評価項目5 年金福祉施設等の譲渡又は廃止】	当機構に課された使命である高い価格での譲渡、雇用と公共性への配慮、機能維持施設の適切な譲渡、のいずれの点においても、期待される役割を十分に果たしている。		(理由及び特記事項) 【委員会としての評定理由】 年度後半からの厳しい市況の中で、様々な工夫をこらして出資価格を上回る売却を達成できたことは大いに評価できる。施設譲渡数は計画比を下回っているが、自治体からの支援策が期待できる施設の先送りなど、戦略的に対応したものである。雇用継続も事業継続を通じ十分な成果となっており社会的な対応ができています。この業務は現在の本機構の体制でしかできないものであり、大いに評価できる。	
年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して法人として業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映したか。	実績：○ ・平成20年度の売却額は計画値を91億円上回り、売却原価対比では+272億円、210%、出資価格対比では+98億円、123%の実績となった。なお、発足以来の実績は売却額1,330億円で、売却原価対比+663億円、199%、出資価格対比+240億円、122%となっている。 ・平成20年度の譲渡施設数については、計画比17施設の未達となったが、その要因は、平成20年下期以降の経済環境の悪化による不成立案件の増加と、地方公共団体による支援策が期待できる施設について、20年度譲渡を見送ったことによるものである。		【各委員の評定理由】 ・計画比+9.1億円、売却原価比+27.2億円等、市況悪化の中であるにもかかわらず、大きな成果をあげた。高く評価できる。施設譲渡数は計画比△1.7となっているが、これは自治体からの支援策が期待できる施設(1.2施設)を先送りしたこと等、戦略的な対応を行ったためであり、有利な売却に向けた努力と見られるもの。また、雇用継続についても7.7%の施設で実現している点も大きな成果と言える。	
年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。	実績：○ 平成20年度においては、地方公共団体の支援取り付けによる付加価値の向上に一段と注力することにより、不動産市況の悪化の影響を最小限に留めた施設譲渡を実現している。		・年度後半からの厳しい経済環境の中、処分件数はともかく金額ベースで十分な成果を残せた。売却方針に関して、経済状況を見ながら、機動的に対応できている。雇用確保も事業継続を通じて十分な成果となり、社会的な対応が達成できている。	
年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。(後掲)	実績：○ (施設譲渡収入と予算の比較は、「第3 予算、収支計画及び資金計画」の自己評価の部分参照)		・残りの売却にこれから苦勞ですね。	
各事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。	実績：○ 平成21年度譲渡施設については、当初計画通り譲渡対象施設のうち未売却の62施設全てについて、平成21年度中に譲渡契約を締結する方針としている。		・機構の存続が最終年度になった段階で、譲渡が平成21年度の先送りされた物件がいくつか残ったことについては、若干の不安を感じる。様々な工夫をこらして出資価格を上回る売却を達成されていることは大いに評価できる。	
譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。公告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用への配慮が十分であったか。	実績：○ 譲渡する施設の施設名・入札日時等については、全て官報及び機構ホームページに開示している。また、公告実施時期については、清算業務や従業員の再就職活動にも配慮し、委託先公益法人と協議の上決定している。		・厳しい市場環境の中で、雇用確保や自治体との関係を密接に行う等の難しい条件をクリアしつつ大きい成果を挙げている。この業務は現在の本機構の体制でしかできないものと高く評価したい。	
施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行ったか。	実績：○ 平成20年度の施設の譲渡においては、地方公共団体に収用の意向がある施設については、法律に定められた手続きに則り、収用に応じている。その他は全て一般競争入札により適切に行った。		【その他意見】 ・ほぼ当初計画通りだが、不動産市況の悪化を考慮すれば、進捗率、売却価格等を基準として、A評価として良い。	
入札において不落となった施設及び買受需要が低いなど売却が困難な施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。	実績：○ 不落・不成立となった施設については、過年度分3施設をあわせ、20年度中に9施設が落札となった。残る不落・不成立施設については、現在マーケティングを強化するとともに、地元自治体と協議を進めているところであるが、概ね落札される見込みが立ってきている。		・年度計画未達ではあるが、今年度の経済状況を勘案すれば、評価できる結果と判断する。	

評価の視点	自己評価	-	評価	
一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設について、適切な条件により譲渡を行ったか。	実績：○	平成20年度においては、一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設のうち健康管理センター8施設、老人ホーム5施設についてそれぞれ譲渡条件を付して入札を行った。また、「北海道厚生年金会館」について、大ホールの機能を5年間維持することを条件として一般競争入札を実施した。 なお、平成19年度に譲渡条件を付して譲渡した施設については実査を行い条件が遵守されていることを確認した。		(理由及び特記事項)
譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準（一定期間の用途、中心的な機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等）は妥当であったか。	実績：○	譲渡条件を付して入札を実施した施設については、譲渡条件を理解した入札参加者により落札され円滑な事業継続が図られており、譲渡条件及びその判断基準は妥当なものであったと判断している。		
施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格を設定したか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から引き続き最低売却価格の全件開示を実施している。 最低売却価格については不動産鑑定評価の手法に基づき機構のマーケティングにより把握した市場動向を反映するとともに、理事長が実地調査した上で設定している。 		
施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）であったか。	実績：○	平成20年度に引渡し済み物件については、全て引渡し日に決済金振込により対価を受領した。		
施設の譲渡の対価の支払いで、未収となっているものはないか。	実績：○	平成20年度の施設譲渡の対価の支払いにおいて未収金はない。		
老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮がなされたか。	実績：○	機能維持期間を5年とし、引渡し時の入居条件を1年間維持することを条件として譲渡を行った。		
施設の譲渡に当たり、施設を買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼したか。	実績：○	買受先の確保の段階において、事業継続を行うことを表明している買受検討者に対しては、事前に委託先公益法人等の従業員の再雇用を依頼した。 また、落札者が事業継続を予定している場合には、原則契約時から折衝を開始し、従業員の再雇用に向けた面接の機会等を設定することに注力し、施設再開に時間を要する場合を除き雇用の確保が概ね実現した。		
施設の譲渡又は廃止に当たり、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。	実績：○	施設の廃止に伴って、厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等へ情報提供を行った。		

評価の視点	自己評価	-	評価		
上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮がなされたか。	<p>実績：○</p> <p>上記取組により、平成20年度においては、譲渡時に従業員がいた施設で雇用に関する買受者との協議が終わった施設のうち一部採用も含め77%（通期74%）の施設において雇用が継続された。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p>		
施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に適切に相談を行った。	<p>実績：○</p> <p>施設の譲渡にあたっては全ての地方公共団体に対し、意向確認を行うとともに支援策等を要請し、固定資産税減免等を検討中あるいは支援策実施の意向表明があった地方公共団体はこれまでに約60団体に上っている。</p>				
また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行ったか。	<p>実績：○</p> <p>上記の結果については、物件概要書に地方公共団体の支援等に係る情報を開示することにより買受希望者に情報提供を行った。</p>				

評価シート（6）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。 ② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。</p>	<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>従来、公共施設の譲渡においては行われていない経営改善可能性情報、不動産支障の解決、劣化機能の改善、廃止施設の維持管理等、各種の対策を幅広く実施している。</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 ・ 各施設より毎年度の実績報告を徴求し、それに基づき民間ベースの決算への引き直し及び経営改善後の期待キャッシュフローを策定している。それにより、事業価値の向上に向けた自助努力を促すとともにフォローを行っている。 ・ 不動産としての価値向上及び譲渡環境整備のため不動産関係の支障の解消を行っている。（前掲「第1 2 業務管理の充実」の項参照） ・ 社会保険病院等については、企画部病院チームを設置し体制を整えとともに、施設整備にあたって必要な基準や手続等を委託先公益法人と協議の上、設定した。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設機能の維持管理のための整備については、委託契約に基づき、委託契約先の負担において実施した。 承認件数：27件（うち病院等分8件） 金額：34.8億円（うち病院等分33.4億円） ② 施設の管理については、基本的に緊急災害等による被害、利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるもの及び法令等に抵触するおそれがあるもの並びに運営を停止した施設に係るものの整備について機構の負担によって行っている。 整備件数：92件（うち病院等分2件） 金額：1.8億円（うち病院等分0.01億円） ③ 国から出資を受けた物品については、廃棄や管理換につき、当機構の承認を経る取扱いとし、毎年度末に施設備付の物品管理簿と機構の物品リスト及び現物との突合確認を行うことにより、そのチェックを行う体制としている。 廃棄件数：1,493件（うち病院等分4件） 管理換件数：24件（うち7件を病院等へ共用） ④ 病院の財務面の分析を行い、施設整備の方針等を整理するとともに、この結果等を踏まえ病院の施設整備の承認を行った。また、エンジニアリングレポートを活用し、各病院毎の老朽度等の把握に努めた。</p> <p>（3）運営の停止等 経営を継続することが不適切と認められる施設については、平成20年度譲渡計画に織り込み、順次、運営を停止（運営委託契約の解除）した。なお、入札が不調に終わり事業が停止された施設については次回の入札までの間、施設の資産価値の保全あるいは施設の劣化防止を目的として、一般競争入札にて選定した民間事業者との間で管理委託を実施した。 管理委託施設：秋田厚生年金休暇センター、ロッジZAO ドッコ沼</p>

評価の視点	自己評価	S	評定	A
【評価項目6 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全】	従来、公共施設の譲渡においては行われていない経営改善可能性情報、不動産支障の解決、劣化機能の改善、廃止施設の維持管理等、各種の対策を幅広く実施した。		(理由及び特記事項) 【委員会としての評定理由】 施設の譲渡状況から施設の資産価値の保全が適切に行われており評価できる。	
年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。 必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な方策を講じたか。	実績：○ ・ 各施設から徴求した年度実績の報告を基に民間ベースの決算への引き直し及び経営改善後の期待キャッシュフローを策定し、事業価値向上に向け施設に自助努力を促すとともにフォローを行っている。 ・ 必要に応じ施設の支障を解消し資産価値の向上に努めた。 ・ 社会保険病院等については、企画部病院チームを設置し、体制を整えるとともに、必要な基準や手続等について設定の上、施設整備を承認した。また、財務分析を行い、整備の方針を整理したほか、エンジニアリングレポートを活用し、各病院毎の老朽度等の把握に努めた。		また、新たに出資された社会保険病院等についても管理・運営に伴う施設整備基準を設定し、必要な整備を行うなど、適切な対応を行った。 【各委員の評定理由】 ・ 63病院の管理・運営の伴う施設整備基準を新たに設定し、必要な整備を行うなど、適切な対応を行った。	
施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。	実績：○ 業務の実績に記載のとおり、緊急対応を行うとともに自主整備を適切に行わせた。		・ 新たに加わった病院を含め、十分な保全が引き続きなされている。	
経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。	実績：○ 経営を継続することが不適切と認められる施設については、平成20年度譲渡計画に織り込み、順次、運営を停止（運営委託契約の解除）した。		・ 施設の資産価値の保全等を適切に行っていると評価できる。病院施設の資産価値の保全業務も適切に行っているが、今回の評価の対象外とした。 ・ 譲渡状況からして計画を上回る状況と判断した。	
運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。	実績：○ 入札が不調に終わり事業が停止された施設については次回の入札までの間、施設の資産価値の保全あるいは施設の劣化防止を目的として、一般競争入札にて選定した民間事業者との間で管理委託を実施した。		【その他意見】 ・ 資産価値の保全は、計画どおり達成された。しかしながら、S評価とするだけの特別な事由が有るとまでは認められない。 ・ 施設の資産価値を保全するために様々な対応が行われている。特に社会保険病院等については、当機構の存続期間が残り1年という中で、施設のハード面の管理のみならず、経営というソフト面について問題把握・解決に向けて努力が行われている。	

評価シート（7）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																																											
<p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。</p>	<p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。</p>	<p>5 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。 また、買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について情報収集を行う。</p> <p style="text-align: center;">成約率の推移 (件)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>落札件数(A)</th> <th>入札件数(B)</th> <th>率(A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>17</td><td>9</td><td>20</td><td>45%</td></tr> <tr><td>18</td><td>70</td><td>76</td><td>92%</td></tr> <tr><td>19</td><td>97</td><td>104</td><td>93%</td></tr> <tr> <td>20</td> <td>80</td> <td>91</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td> 上期</td> <td>33</td> <td>34</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td> 下期</td> <td>47</td> <td>57</td> <td>83%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">入札参加者数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加者総数</th> <th>一回平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>17</td><td>24</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>18</td><td>329</td><td>4.1</td></tr> <tr><td>19</td><td>299</td><td>3.0</td></tr> <tr> <td>20</td> <td>198</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td> 上期</td> <td>91</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td> 下期</td> <td>107</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	落札件数(A)	入札件数(B)	率(A/B)	17	9	20	45%	18	70	76	92%	19	97	104	93%	20	80	91	88%	上期	33	34	97%	下期	47	57	83%	年度	参加者総数	一回平均	17	24	2.7	18	329	4.1	19	299	3.0	20	198	2.3	上期	91	2.6	下期	107	2.1	<p>5 買受需要の把握及び開拓</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">買受人の発掘を自ら行うことが当機構の特色であり、引き続きその方針を忠実に実施している。 平成20年度においては、雇用・公共性等の観点から慎重な対応が求められるホール付大型会館について、地元自治体等と譲渡に向けた具体的な協議を実施し、それぞれの厚生年金会館が地域において果たしてきた役割を踏まえ、適切に譲渡方針を決定した。 昨年12月以降の急激な経済環境の悪化を反映し、特に平成21年に入ってからの成約率が低下した結果、平成20年度通期での落札件数は、全入札件数91件のうち80件となり、成約率は88%に低下したものの、比較的高い成約率を維持していると考えている。 平成21年度においては、マーケティングを一層強化するとともに、地元自治体との連携を強化し、21年度中に残り62の未売却施設について譲渡契約の締結を完了させる方針である。</p> <p>(1) 譲渡に至るまでに、買受希望者のマーケティング、購入用途別の入札見込額の把握、各地方公共団体への支援策の依頼、雇用継続見込みの把握等を行い、これらに関し一定の目処がついた時点で入札公告を行っている。入札公告後は、委託業者とともに幅広いマーケティングを実施し、落札者決定後は、事業及び雇用の継続状況の確認並びに利用状況の把握を行っている。</p> <p>(2) 情報収集方法としては、銀行、地元有力企業、地方公共団体、売却業務委託先情報等を幅広く活用している。</p> <p>(3) ホール付大型厚生会館（7施設）の譲渡方針を下表の通りとした。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>譲渡方針</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無条件の一般競争入札</td> <td>①京厚生年金会館 ②愛知厚生年金会館 ③石川厚生年金会館</td> </tr> <tr> <td>自治体による収用意向表明</td> <td>④広島厚生年金会館 ⑤九州厚生年金会館</td> </tr> <tr> <td>ホール設置の都市計画変更を受け入れ、一般競争入札</td> <td>⑥大阪厚生年金会館</td> </tr> <tr> <td>中期目標を踏まえホール機能の維持を条件とした一般競争入札</td> <td>⑦北海道厚生年金会館</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の内、平成20年度に譲渡が完了したものは、以下の3施設。 ②愛知厚生年金会館については、ホール機能維持のための地元自治体支援策が示されたが、一般競争入札の結果、開発目的で落札された。 ③石川厚生年金会館については、民間企業が落札したが、ホール機能は維持されることとなった。 ⑦北海道厚生年金会館については、札幌市が落札した。 ・ホール付き大型会館については、ホール機能の維持等多くの要請が寄せられたことから、地元自治体と十分な協議を行い、平成20年度に譲渡した3施設については、大きな混乱等なく円滑な譲渡を進めた。 <p>(4) 平成20年後半から不動産市況が急激な下落局面に入り、開発を目的としたデベロッパーの入札参加が見込めなくなったこと等の要因により平均入札参加者は19年度の3.0件から2.3件へ減少した。しかしながら、成約率は平成20年度下期に低下したものの88%と引き続き高水準</p>	譲渡方針	施設名	無条件の一般競争入札	①京厚生年金会館 ②愛知厚生年金会館 ③石川厚生年金会館	自治体による収用意向表明	④広島厚生年金会館 ⑤九州厚生年金会館	ホール設置の都市計画変更を受け入れ、一般競争入札	⑥大阪厚生年金会館	中期目標を踏まえホール機能の維持を条件とした一般競争入札	⑦北海道厚生年金会館
年度	落札件数(A)	入札件数(B)	率(A/B)																																																											
17	9	20	45%																																																											
18	70	76	92%																																																											
19	97	104	93%																																																											
20	80	91	88%																																																											
上期	33	34	97%																																																											
下期	47	57	83%																																																											
年度	参加者総数	一回平均																																																												
17	24	2.7																																																												
18	329	4.1																																																												
19	299	3.0																																																												
20	198	2.3																																																												
上期	91	2.6																																																												
下期	107	2.1																																																												
譲渡方針	施設名																																																													
無条件の一般競争入札	①京厚生年金会館 ②愛知厚生年金会館 ③石川厚生年金会館																																																													
自治体による収用意向表明	④広島厚生年金会館 ⑤九州厚生年金会館																																																													
ホール設置の都市計画変更を受け入れ、一般競争入札	⑥大阪厚生年金会館																																																													
中期目標を踏まえホール機能の維持を条件とした一般競争入札	⑦北海道厚生年金会館																																																													

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																								
			<p>を維持した。これは、事業継続及び施設を利用する買受需要の確保に努めるとともに、地方公共団体への支援要請を強化し事業継続を中心とした有効な入札参加者を確保した結果である。</p> <p>(5) なお、入札の結果不落・不成立となった物件を始めとして、必要に応じて新聞広告等を実施し広く買受者の開拓を行っている。</p> <p>(6) 平成21年度譲渡予定施設について、現在、譲渡見込みを策定中であるが、概ね全施設の譲渡を完了する見込みである。</p> <p>平成20年度用途別譲渡施設数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設数</th> <th>事業継続</th> <th>用途変更</th> <th>開発</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上期</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>30</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>通期</td> <td>55</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>比率</th> <th>事業継続</th> <th>用途変更</th> <th>開発</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上期</td> <td>78%</td> <td>6%</td> <td>16%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>81%</td> <td>19%</td> <td>0%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>通期</td> <td>80%</td> <td>13%</td> <td>7%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(廃止済4施設を除く)</p>	施設数	事業継続	用途変更	開発	計	上期	25	2	5	32	下期	30	7	0	37	通期	55	9	5	69	比率	事業継続	用途変更	開発	計	上期	78%	6%	16%	100%	下期	81%	19%	0%	100%	通期	80%	13%	7%	100%
施設数	事業継続	用途変更	開発	計																																							
上期	25	2	5	32																																							
下期	30	7	0	37																																							
通期	55	9	5	69																																							
比率	事業継続	用途変更	開発	計																																							
上期	78%	6%	16%	100%																																							
下期	81%	19%	0%	100%																																							
通期	80%	13%	7%	100%																																							

評価の視点	自己評価	S	評価	S
【評価項目7 買受需要の把握及び開拓】	<p>急激な経済環境悪化の中、幅広い買受希望者の発掘に努め、高い成約率を維持している。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【委員会としての評定理由】</p> <p>不動産市況が厳しい中、雇用の維持を図りつつ、自治体の支援を取り付け、高い価格で売却を行っていることは、マーケティング活動が極めて高いレベルで行われていることによるものであり、大いに評価できる。また、ホール付大型会館についても、地方公共団体との協議の結果、平成21年度に結び付くものであると考える。</p> <p>【各委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール付大型会館に関して関係方面と充分協議し、地域のニーズに応じた形で納得してもらえる形での結着が図られており、特筆に値する。市況の落ち込みの中、マーケティング活動注力により、高い成功率を維持していることは大いに評価できる。 ・大型物件に関して地方公共団体との十分な情報連携と意見交換を行っており、今年度に結び付く部分が多いと考えられる。 	
譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。	<p>実績：○</p> <p>平成20年度においては、雇用・公共性等の観点から慎重な対応が求められるホール付大型会館について、地元自治体等と譲渡に向けた具体的な協議を実施し、それぞれの厚生年金会館が地域において果たしてきた役割を踏まえ、適切に譲渡方針を決定するとともに、大きな混乱等なく円滑な譲渡を進めた。</p> <p>平成20年後半から不動産市況が急激な下落局面に入ったことにより、開発を目的としたデベロッパーの参加が見込めない中、事業継続及び施設を利用する買受需要の確保に努めるとともに、地方公共団体への支援要請を強化し、成約率88%と引続き高い水準を維持した。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・非常に不動産市況が厳しくなる中で、成約率、入札参加者数を増大させるために、マーケティングの強化など様々な工夫が行われている。 ・雇用の維持を図りつつ、自治体の支援を取り付け、しかも高い価格で処分しており、このための市場動向の把握及び開拓を極めて高いレベルで行っている。本独法の役割は大きいと考える。 ・当業務の遂行が適切に行われているという下地があつての譲渡実績につながると判断するので最上の評価とする。 ・トップマネジメントの効果ですね。 <p>【その他意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール付大型施設について、ホール機能の維持を図りながら、マーケティング活動を行った点を評価する。 	
買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設毎に経営改善計画を策定し、事業価値の引上げに努力するとともに、その状況についてマーケティング資料により情報提供を行っており、その内容について買受希望者から高い評価を得ている。 ・複数施設の一括譲渡について、特命担当部においてファンド等を中心に情報収集を行ったが、結果として当機構の目的に合致しないと判断し、個別売却を原則とすることとした。 			

評価シート（8）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																																	
<p>4 情報の提供 （1）機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。</p> <p>（2）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。</p> <p>（3）年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を積極的に提供すること。</p>	<p>4 情報の提供 （1）機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p> <p>（2）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。</p> <p>（3）年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>6 情報の提供 （1）機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関する次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成20年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め</p> <p>（2）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。</p> <p>（3）年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>6 情報の提供 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 機構としては、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。 平成19年度より継続して最低売却価格を全件開示し、法人落札者名について所有権移転登記後は全件開示することとしているほか、平成20年度においては、ホームページの改定を行い、利用者の利便性を向上させた。 </div> （1）機構の運営状況に関する情報提供 ホームページに、以下の情報を掲載し継続的に情報提供を行った。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成20年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め 平成20年4月に「平成19年度実績及び平成20年度計画の概要等について」の記者発表を行うとともに、内容をホームページに掲載した。</p> <p>（2）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 計画において求められている基礎情報についての提供体制は構築済みであることから、ホームページを「施設譲渡情報」、「調達情報」、「プレスリリース・情報公開」、「機構について」の4つのカテゴリーに分け、利用者が目的の情報に容易にアプローチできるよう改定を行った。また、宿舍の売却を本格化したことに伴い、入札に係る公告を本体施設と分別して掲載し、より見やすいホームページとなるよう工夫した（平成21年6月更新）。 ② 入札に係る公告は官報に掲載するとともにホームページにも入札情報を掲載するほか、地方紙連合会への情報提供等も実施し、より周知を図ることとしている。不落・不成立物件については、必要に応じ新聞広告等も実施した。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、従来より機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものはホームページに掲載してきたが、平成19年12月以降に入札公告を実施した分、所有権移転登記完了後に法人落札者名を全件開示することとしている。</p> <p>（3）施設に係る収支状況、利用状況等については年次データ更新の上引続きホームページにて情報公開を実施している。</p> <p>機構ホームページへのアクセス状況は下記のとおりであり、適切な情報開示を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="1863 1339 2718 1663"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>月数</th> <th>訪問者</th> <th>ページ</th> <th>ヒット数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18/上</td> <td>18/6/1</td> <td>18/9/30</td> <td>4</td> <td>21,634</td> <td>230,401</td> <td>901,228</td> </tr> <tr> <td>18/下</td> <td>18/10/1</td> <td>19/3/31</td> <td>6</td> <td>28,842</td> <td>298,657</td> <td>1,215,911</td> </tr> <tr> <td>19/上</td> <td>19/4/1</td> <td>19/9/30</td> <td>6</td> <td>38,960</td> <td>377,283</td> <td>1,482,301</td> </tr> <tr> <td>19/下</td> <td>19/10/1</td> <td>20/3/31</td> <td>6</td> <td>37,065</td> <td>384,660</td> <td>1,500,645</td> </tr> <tr> <td>20/上</td> <td>20/4/1</td> <td>20/9/30</td> <td>6</td> <td>42,158</td> <td>398,933</td> <td>1,724,214</td> </tr> <tr> <td>20/下</td> <td>20/10/1</td> <td>21/3/31</td> <td>6</td> <td>38,814</td> <td>286,851</td> <td>1,617,283</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全ての計数は、月平均 訪問者：訪問者数（同一ユーザーが30分以内に再訪問しても、同一カウント） ページ：閲覧ページ数 ヒット数：一つのページに複数のファイルが含まれているとき、（例えば画像やjavascript等）、それらをそれぞれ別カウント</p>	期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数	18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228	18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911	19/上	19/4/1	19/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301	19/下	19/10/1	20/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645	20/上	20/4/1	20/9/30	6	42,158	398,933	1,724,214	20/下	20/10/1	21/3/31	6	38,814	286,851	1,617,283
期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数																																														
18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228																																														
18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911																																														
19/上	19/4/1	19/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301																																														
19/下	19/10/1	20/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645																																														
20/上	20/4/1	20/9/30	6	42,158	398,933	1,724,214																																														
20/下	20/10/1	21/3/31	6	38,814	286,851	1,617,283																																														

評価の視点	自己評価	A	評定	A
【評価項目 8 情報の提供】	機構としては、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。	平成 19 年度より継続して最低売却価格を全件開示し、法人落札者名について所有権移転登記後は全件開示することとしているほか、平成 20 年度においては、ホームページの改定を行い、利用者の利便性を向上させた。	(理由及び特記事項)	【委員会としての評定理由】 様々な媒体を用いて積極的に情報の提供を行っている。また、ホームページの改善など情報提供のレベルアップにも努めており評価できる。
機構の運営状況等に関する概ね次の情報をホームページ等に掲載し、積極的かつ適切な情報提供を行ったか。 ① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> 機構の運営状況等に関する情報については、適宜ホームページに掲載し、積極的かつ適切な提供に努めた。 業務実績について記者発表を行うとともに、内容をホームページ上に掲示し情報の提供を行った。 	【各委員の評定理由】	<ul style="list-style-type: none"> HP の積極的活用により、情報提供のレベルアップに努めている。
譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報 ② 入札に係る公告 ③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報 ④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性向上のためホームページの改定を実施した。 入札に係る情報を官報、ホームページに掲載するほか、地方紙連合会への情報提供や新聞広告を実施した。 平成 19 年度より継続して最低売却価格を全件開示し、法人落札者名について所有権移転登記後は開示することとするなど情報開示を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来と同様に複数の媒体を利用して十分な情報の提供が図られた。 引き続き積極的な情報開示を行っている。改善も図られている。 様々な媒体を用いて情報の提供が積極的に行われている。 適切に情報の提供を行っており評価できる。 	【その他意見】 <ul style="list-style-type: none"> 計画に従った適切な開示と判断する。

評価シート（9）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 平成20年度の予算、収支計画及び資金計画に対しての予算執行等の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 平成20年度は短期借入を行っていない。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。</p> <p>第6 剰余金の使途 平成20年度における剰余金（収入－支出）の使途は、来年度の運営経費及び国庫納付金である。</p>

評価の視点	自己評価	S	評価	S
【評価項目9 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額】	施設譲渡により生じた収入が、予算 429 億円に対して実績 519 億円で予算対比 +90 億円と大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は 287 億円と予算を 302 億円上回った。		(理由及び特記事項) 【委員会としての評定理由】 厳しい市場環境の中での施設譲渡、経費削減により予算を大きく上回る総利益となっており、大いに評価できる。	
経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたか。	実績：○ ・ 中期計画の予算策定については経費節減を見込んで策定済み。 ・ 決算報告における収益の部は予算比+110 億円の 557 億円、費用の部は予算比△192 億円の 270 億円となった。その結果、総利益は 287 億円となり、予算比+302 億円となった。		【各委員の評定理由】 ・施設譲渡、経費節減等による総利益は 287 億円となり、予算を大幅に上回っている。国庫納付につながるものであり、高く評価したい。	
年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。	実績：○ 施設譲渡により生じた収入は、予算 429 億円に対して実績 519 億円で予算対比 +90 億円、売却原価対比+278 億円、出資価格対比+125 億円と大幅に上回った。これが、上記の収益の部の実績が予算を上回った主たる要因である。		・予算の適切な策定がなされ、また、売却等の処分が積極的になされた結果、適切な管理、執行が行われた。	
上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	実績：○ 予算、収支計画及び資金計画の各費目に関する差異の主な発生理由は、決算報告書記載のとおり把握しており、特段問題はない。		・予算を上回る総利益が達成され、国庫納付されている。	
・短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。 ・借入金の償還は、適切に行ったか。	実績：○ 平成 20 年度において短期借入金は生じていない。		・厳しい市場環境の中で計画に比べて、大幅に上回る売り上げと経費の削減を達成しており、大いに評価できる。	
剰余金の使途は適切に処理されたか。	実績：○ 剰余金の使途については、翌年度の機構の運営経費として留保するとともに、法令に基づき所定の額を国庫納付金として納付することとして適切に処理された。		・予算を大きく上回る実績と判断する。 【その他意見】 ・当初の見込みが大きく変わって収支計画等も大変評価されます。	

評価シート（10）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 (期末の常勤職員数は期初を上回らない)</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画</p> <p>職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>譲渡専門職の処遇に成果主義を徹底。</p> <p>1. 人事に関する計画 (1) 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。</p> <p>(2) 平成20年度から本格的に売却を行うこととなった大型会館のほか、当初の中期目標では考慮されていなかった社会保険病院等が10月に新たに出資され、その管理・譲渡業務等の機構の業務量が増加・複雑化する中、業務の効率化を図りつつ、増員を抑制し、業務の円滑な推進に努めた。</p> <p>2. 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>

評価の視点	自己評価	A	評価	A
【評価項目10 人事に関する計画】	譲渡専門職員の処遇に成果主義を徹底している。		(理由及び特記事項)	
勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。	実績：○ 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。		【委員会としての評定理由】 成果主義を活用するなど、円滑な業務推進のために、適切に人事評価が行われている。また、社会保険病院等に関連する業務に対して、人員配置等の対応がなされ、限られた人員の中で有効な執行がなされており評価できる。	
常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。	実績：○ 平成20年度から本格的に売却を行うこととなった大型会館のほか、当初の中期目標では考慮されていなかった社会保険病院等が10月に新たに出資され、その管理・譲渡業務等の機構の業務量が増加・複雑化する中、業務の効率化を図りつつ、増員を抑制し、業務の円滑な推進に努めた。		【各委員の評定理由】 ・成果主義を活用するなど円滑な業務推進のため、適切に行われている。 ・社会保険病院等に関連する業務に対して、人員配置等の対応がなされ、限られた人員の有効利用がなされた。 ・職員数のコントロール等十分な計画と執行がなされている。 ・人事評価など適切に行われている。 ・適切に実施している。	
			【その他意見】 ・年度計画に即して適切に行われていると判断する。	

評価シート（11）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績										
<p>2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算終了後、速やかに納付すること。</p>	<p>3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1)国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算終了後できるだけ速やかに納付する。</p>	<p>3 国庫納付金に関する事項 国庫納付金については、決算時に額の確定を行い、来年度において、決算終了後できるだけ速やかに納付する。</p>	<p>3 国庫納付金に関する事項 平成19年度に係る国庫納付金については、予算335億円に対し403億円の納付とし、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成20年9月22日納付）</p> <p>平成20年度に係る国庫納付金については、21年度収入（5月末まで）の状況を踏まえ、次のとおり国庫納付額を確定し（21年度予算比50億円（11%）増）、決算終了後速やかに納付することとしている。</p> <p style="text-align: right;">（百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>勘定</th> <th>平成20年度に係る 国庫納付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生年金勘定</td> <td style="text-align: right;">30,938</td> </tr> <tr> <td>国民年金勘定</td> <td style="text-align: right;">7,264</td> </tr> <tr> <td>健康保険勘定</td> <td style="text-align: right;">10,378</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">48,581</td> </tr> </tbody> </table>	勘定	平成20年度に係る 国庫納付金額	厚生年金勘定	30,938	国民年金勘定	7,264	健康保険勘定	10,378	合計	48,581
勘定	平成20年度に係る 国庫納付金額												
厚生年金勘定	30,938												
国民年金勘定	7,264												
健康保険勘定	10,378												
合計	48,581												

評価の視点	自己評価	A	評価	A
<p>【評価項目11 国庫納付金に関する事項】</p>	<p>国庫納付金については、予算比+68億円の403億円の納付を確定し、決算終了後速やかに納付した。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【委員会としての評定理由】</p> <p>予算に比べて大幅な国庫納付増が達成され、適切に納付された。</p> <p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに403億円の国庫納付が行われた。 ・予算以上の納付を適切に行った。 ・国庫納付が適切に行われている。 ・予算に比べて大幅な国庫納付増を達成した。Sに近いAであるが、二重評価となるので、A評価に留めた。 ・予算を超える納付額となっていると判断した。 	
<p>国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算終了後できるだけ速やかに納付することができたか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に係る国庫納付金については、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成20年9月22日納付） ・平成20年度に係る国庫納付金については、法令に基づき適切に額の確定を行い、決算終了後速やかに納付することとしている。なお、国庫納付金の算定にあたっては21年度収入（5月末まで）の状況を踏まえ、21年度予算比50億円（11%）の増とした。 			

評価シート（12）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
3 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。	(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。	4 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会に諮り、その意見を聴いて定める。	4. 譲渡業務諮問委員会に関する事項 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 当委員会には当機構において提起された諸問題を都度諮問しており、活発な議論が行われている。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡業務諮問委員会を設置し、売却結果を評価するため四半期に1回の開催を原則とし、譲渡方針等を諮問している。平成20年度は、20年5・7・9・12月、21年2月の計5回開催した。 ・ 社会保険病院等の出資に伴い、2名の委員を増員するとともに譲渡業務諮問委員会設置要綱の改訂を行い、審議事項に「社会保険病院及び厚生年金病院の運営又は管理に関すること」を追加した。 ・ 委員会においては、下記事項等について審議し、活発な議論が行われた。諮問委員会の概要については、都度ホームページにて開示している。 <p>【主な審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の応札状況について ・ ホール付き厚生年金会館の譲渡方針検討状況について ・ 取用に応じる場合の補償額決定プロセスの妥当性について ・ 病院出資に伴う厚生労働省からの中期目標変更及びRF0の中期計画変更並びに業務方法書変更について ・ 社会保険病院等の状況について 等

評価の視点	自己評価	S	評価	A
【評価項目12 外部の有識者からなる機関に関する事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者を委員とした諮問委員会では活発な議論が行われ、その意見は適宜機構の業務に反映しており、同機関は有効に機能している。 ・ 社会保険病院等の出資に伴い、2名の委員を増員、審議事項に「社会保険病院及び厚生年金病院の運営又は管理に関すること」を追加し機能を拡大した。 		(理由及び特記事項) 【委員会としての評定理由】 病院出資に伴い、譲渡業務諮問委員会に積極的に外部有識者を増員するなど、適切な対応がされている。	
各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いたか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度に引き続き学識経験者等の外部有識者を委員とする譲渡業務諮問委員会を設置し、20年5・7・9・12月、21年2月の計5回開催した。 ・ 社会保険病院等の出資に伴い、2名の委員を増員するとともに、審議事項に社会保険病院等の運営又は管理に関することを追加し、譲渡業務諮問委員会の機能の拡大を図った。 	【各委員の意見】 ・ 病院に関する意見を含め、積極的に外部有識者を活用している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院出資に伴い、外部有識者を増員するなど、適切な対応が行われている。ただ、中期目標を大幅に上回る成果が達成されたのかどうかわからなかった。 ・ 外部有識者委員会を適切に活用している。病院への対応については、具体化した段階で改めて評価することとする。
外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。	実績：○	譲渡業務諮問委員会には、譲渡業務のみならず、社会保険病院等の運営又は管理に関することについても諮問を行い、活発な議論が行われ、極めて有効に機能している。また、これらの議論の中で提出された意見については、適宜機構の運営に反映させている。	【その他意見】 ・ 譲渡業務諮問委員会のメンバーを強化し、病院の管理・運営にも対応できるように機能強化するなど、積極的な取り組みを展開し、効果をあげた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通りに適切に活用されていると判断する。

評価シート（13）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。	(3) 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	5 保有する個人情報の保護に関する事項 保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	5. 保有する個人情報の保護に関する事項 個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。 <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置した。 新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

評価の視点	自己評価	A	評価	A
【評価項目13 機構の保有する個人情報の保護に関する事項】	保有する個人情報の保護に適切に対応するため、法務文書課を設置し適切な管理を行っている。個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。		(理由及び特記事項) 【委員会としての評定理由】 個人情報の保護を適切かつ十分に行っている。	
保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理を行うことができたか。	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置した。 新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。 		【各委員の評定理由】 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き適切に対応できており、個人情報の保護に注力している。 適切かつ十分な情報の保護を行っている。 個人情報の保護について、適切な対応が行われている。 適切に行っている。 【その他意見】 <ul style="list-style-type: none"> 計画通り適切に処理されていると判断する。 	

評価シート（14）

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
5 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。	(4) 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。	6 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。	6 終身利用型老人ホームについては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果が示されていない。

評価の視点	自己評価	—	評価
			(理由及び特記事項)

別紙

平成20年度業務実績評価参考資料

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
平成21年8月

目次

参考 1	財務状況	1
参考 2	人件費管理	3
参考 3	契約	10
参考 4	内部統制	18

(参考1)

財 務 状 況

①当期総利益又は総損失	総利益	287億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金	608億円

③利益の発生要因 及び 目的積立金の申請状況	当期総利益及び利益剰余金の主な発生要因は、販売用不動産である年金福祉施設等の売却高が売却原価を上回ったことによるものである。 (平成20年度) 年金福祉施設等の売却高 519億円 売却原価 241億円 (機構発足時から平成20年度までの累積) 年金福祉施設等の売却高 1,212億円 売却原価 588億円	
	損益計算書(20年4月1日~21年3月31日) (単位:百万円)	
		金額
	経常費用(A)	25,921
	業務費	25,783
	販売用不動産売却原価	24,108
	売却・管理業務費	1,212
	人件費	271
	その他	192
	一般管理費	138
人件費	105	
その他	33	
経常収益(B)	52,275	
販売用不動産売却高	51,933	
財務収益	290	
その他	52	
臨時収益(C)	2,346	
当期総利益(B+C-A)	28,699	

貸借対照表（21年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	217,014	流動負債	2,077
現金・預金等	56,784	未払金等	45
販売用不動産	160,193	預り金	1,646
その他	37	その他	386
固定資産	15	固定負債	20
有形固定資産	9	退職給付引当金	20
その他	6	負債合計	2,098
		純資産の部	
		資本金	209,954
		政府出資金	206,954
		資本剰余金	11,749
		利益剰余金	60,786
		国庫納付金	△64,558
		純資産合計	214,931
	217,029	負債純資産合計	217,029

当機構の目的は、年金及び健康保険事業の適切な財政運営に資するため、年金福祉施設等の譲渡により生じた収入を国庫に納付することであり、機構法第15条第1項の規定により、年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当該事業年度の事業運営に要した経費及び翌事業年度の事業運営に要すると見込まれる経費等を控除して翌事業年度に国庫に納付することとされていることから、目的積立金の申請は行っていない。

人 件 費 管 理

①給与水準・総
人件費の状況

役員（理事長）の報酬等については、平成18年度より特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、また、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう努めており、平成20年度の報酬等の支給実績は以下のとおりとなっている。

（平成20年度役員報酬等）

理事長（常勤）	22,568千円
理事（非常勤）	3,288千円
監事（非常勤）	2,844千円

当機構の職員給与の対国家公務員ラスパイレス指数については、昨年度に比べ高くなっているが、これは、当機構組織の特殊性として、小規模でかつ専門的知見を最大に活用した体制づくりを行い、平均年齢が高い構成の組織となっている中において、今回の調査では、少ない比較対象人員（11名）の中で、給与額の低い職員（2名）が比較対象外となった（60歳到達者、育児休業による対象外者）ことから指数が高くなったものである。これら要素を考慮し、比較算出した場合は前年並みの水準（104.3）となるものである。

今後も引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとしている。

（参考1）対国家公務員ラスパイレス指数

	平成19年度	平成20年度	平成20年度 (諸要素考慮後推計)
対国家公務員	103.9	111.6	104.3
地域・学歴勘案	96.8	105.3	98.5

（参考2）平成22年度に見込まれる対国家公務員指数

対国家公務員：106.7

地域・学歴勘案：99.4

「行政改革の重要方針」（17.12.24閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしている。

具体的には、施設譲渡業務を適正かつ迅速に進めることにより平成21年度末までに4%以上の人員の削減を行うこととしている。

（参考1）売却実績（落札ベース）

譲渡対象施設数（A）	299施設
平成17年度（10月～）	4施設
平成18年度	62施設
平成19年度	98施設
平成20年度	73施設
累 計（B）	237施設
（B）／（A）	79.3%

(参考 2) 人件費削減の取組の進捗状況

- ・ 基準となる定員数：41名
(常勤役員1名、常勤職員40名(任期付職員含む))
- ・ 20年度末の人員数：39名
(常勤役員1名、常勤職員38名(任期付職員含む))
- ・ 20年度末までの人員純減率4.9%

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度末人員数(人)	36	36	39	39	—	—
人員純減率(注)(%)		0.0 (△12.2)	8.2 (△4.9)	8.2 (△4.9)		

注：この表の上段の数値は、平成17年度末の人員数を基準とした場合の人員純減率について、機械的に計算した数値を掲載しているものである。また、下段の括弧書きの数値は、削減の基準となる定員数をもとに計算した率である

当機構は平成17年10月に設立された法人であり、平成17年度末時点の人員数は、業務の本格化前の数値であるため、「行政改革の重要方針」で示された削減目標の設定ルールを機械的に当てはめ、基準の人員数を平成17年度末の人員数とすることは、当機構の業務の実態とそぐわず、合理性に欠けるものであり、当機構としては、定員41名を削減基準とすべきと考えている。

役職員の報酬・給与等の状況については、公表するとともに適正化に努めており、その水準は適正なものとなっている。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

20年度実績に係る厚生労働省独法評価委員会の評価及び平成19年度下期、平成20年度上期における売却実績を点数化し、「役員特別手当支給割合基準」に基づき特別手当支給割合を1.2とした。
 (参考) 役員の特別手当については、役員給与規程第8条第2項により、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を考慮し、増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 改定無し }

理事(非常勤) { 改定無し }

監事(非常勤) { 改定無し }

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 22,568	千円 15,264	千円 7,304	千円 - ()			
理事 (非常勤)	千円 3,288	千円 3,288	千円 -	千円 - ()	10月1日	9月30日	
A監事 (非常勤)	千円 2,844	千円 2,844	千円 -	千円 - ()			
B監事 (非常勤)	千円 2,844	千円 2,844	千円 -	千円 - ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。
 注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。
 注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしており、これを踏まえた適切な執行を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に準じ、決定することとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
 譲渡専門職員については、実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価制度を導入している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給(昇給)	一般職員について勤務成績に応じ、5区分に評価し、昇給号俸数を決定している。
賞与: 勤勉手当	一般職員について勤務成績に応じ、勤勉手当基礎額の100分の145(俸給の特別調整額の支給を受ける職員にあっては勤勉手当基礎額の100分の185)を超えない範囲において勤勉手当額を決定している。
賞与: 業績手当	施設譲渡専門職員について実績評価に応じ、俸給月額相当額の範囲内で決定している。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与制度改革に準じ、次の改正を行った
- ・譲渡専門職俸給表の細分化(27号俸制→33号俸制)
- ・譲渡専門職業績手当基準の見直し(俸給月額相当額→俸給月額相当額の範囲内)
- ・地域手当支給割合の改定(千葉8%→9%、東京14.5%→16%)
- ・本部手当の新設

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 7	歳 44.1	千円 8,600	千円 6,252	千円 218	千円 2,348
事務・技術	人 7	歳 44.1	千円 8,600	千円 6,252	千円 218	千円 2,348

在外職員	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 10	歳 53.9	千円 8,373	千円 6,106	千円 227	千円 2,267
事務・技術	人 3	歳 46.5	千円 5,178	千円 3,842	千円 199	千円 1,336
施設譲渡専門職員	人 7	歳 57.1	千円 9,743	千円 7,078	千円 239	千円 2,665

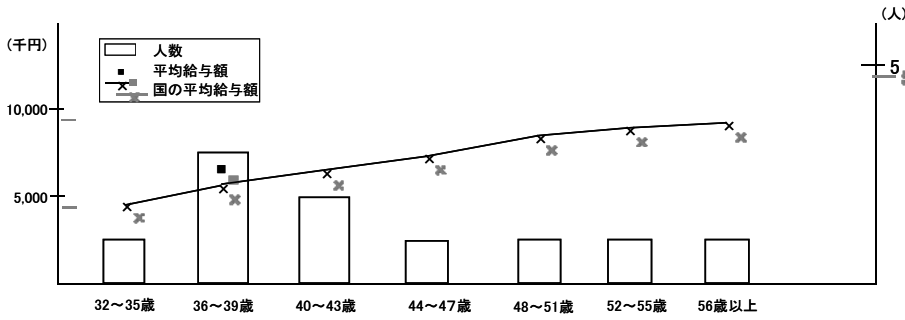
再任用職員	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 研究職種、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔任期付職員(事務・技術職員)を含む。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:36~39歳以外の年齢階層の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注3:該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位・第3分位折れ線グラフについては表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
課長・課長代理・調査役	5	46.5	8,341	10,286
係長・主査	3	45.5	-	-
係員	2	-	-	-

注1:係長・主査、係員の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位・第3分位については表示していない。

注2:係員の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注3:当機構は、本部とそれ以外の区別がない組織である。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役 部長	部長 課長	課長 上席調査役	課長 上席調査役 課長代理 調査役	課長代理 調査役	係長 主査	係長 主査	係員	係員
人員 (割合)	7	0 (0%)	0 (0%)	1 (14.3%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高~最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }
所定内給与年額(最高~最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }
年間給与額(最高~最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }

(任期付職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役 部長	部長 課長	課長 上席調査役	課長 上席調査役 課長代理 調査役	課長代理 調査役	係長 主査	係長 主査	係員	係員
人員 (割合)	3	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (33.3%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (66.7%)
年齢(最高~最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }
所定内給与年額(最高~最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }
年間給与額(最高~最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }

注:全ての級における該当者がそれぞれ2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.3 %	59.4 %	57.4 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	44.7 %	40.6 %	42.6 %
	最高～最低	47.5～43.0 %	43.3～39.2 %	43.6～41.0 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4 %	67.4 %	66.5 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.6 %	32.6 %	33.5 %
	最高～最低	37.8～32.9 %	34.7～29.7 %	34.6～32.2 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

111.6

対他法人(事務・技術職員)

103.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 111.6 参考 地域勘案 103.4 学歴勘案 112.0 地域・学歴勘案 105.3
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 国からの財政支出はない(平成20年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額はない(平成19年度決算)
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	・当機構の事務所は、東京都と千葉県に設置しており、全国規模である国家公務員と比較しているため (参考)地域手当率 東京特別区16%、千葉県9% ※地域手当率は、人事院規則により、地域によって0%～16%となっている ・当機構は小規模な法人であり、かつ職員の平均年齢も高い構成となっている。今回の調査においては、少ない対象人員の中で、給与額の低い職員が比較対象外となったことにより、昨年に比べ指数が高くなったものである。(この要素を考慮し、算出した場合は昨年並みとなる) ・当機構は年金福祉施設等の譲渡・廃止を5年間という限られた期間の中で完了しなければならないことから、民間人の専門的知識を有する者を中心とした組織となっており、迅速かつ適正に方針等の確認・検討・決定等を行うには、一定の管理者の確保が必要であること、また、人員削減・人件費削減の観点から業務のアウトソーシングや短期雇用等人員の抑制を図っている中で、管理職員の割合を現状以上に削減することは困難であるが、管理職員の俸給の引き上げの凍結等を実施することにより、全体として給与水準の適正化に努めているところである。
講ずる措置	・引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとする。 (平成22年度に見込まれる対国家公務員指数) 対国家公務員:106.7 地域・学歴勘案:99.4 注:この指数は、平成19年度の国家公務員指数に基づく推計値と当機構の平成22年度に見込まれる平均給与額を推計し比較した数値である。

(その他)

- ・平成20年度における支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合0.25%
- ・平成20年度における管理職の割合 30.0%
- ・平成20年度における大卒以上の高学歴者の割合 50.0%

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成17年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	245,664	231,045	14,619	(6.3)	15,026	(6.5)
退職手当支給額 (B)	2,172	1606	566	(35.2)	2,172	(-)
非常勤役員等給与 (C)	103,210	137,158	△ 33,948	(△24.8)	△ 5,458	(△5.0)
福利厚生費 (D)	31,067	29,062	2,005	(6.9)	1,653	(5.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	382,113	398,871	△ 16,758	(△4.2)	13,393	(3.6)

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額については、対前年度比6.3%増加、最広義人件費については、対前年度比4.2%減少している。これは、当機構の業務の本格化に伴う業務量の増加により、専門性の高い職員の確保を図る一方で、給与規程の改正や、非常勤職員等給与の見直しを行った結果人件費の削減につながった。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与体系の見直しを進める。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
中期計画において、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしており、これを踏まえた適切な執行を行うこととしている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
年度末人員数 (人)	36	36	39	39
人員純減率 (%)		0	8.3	8.3

注:当機構は平成17年10月に設立された法人であり、平成17年度末時点の人員数は、業務の本格化前の数値であるため、上記の「行政改革の重要方針」で示された削減目標の設定ルールを機械的に当てはめ、基準の人員数を平成17年度末の人員数(36名)とすることは、必ずしも当機構の業務の実態に即したのではないと考えている。

業務の実態に即した平成17年度の予算定員41名を削減基準とした場合には、削減率は平成18年度△12.1%、平成19年度△4.9%、平成20年度△4.9%となっている。

IV 法人が必要と認める事項

当機構は、平成17年10月に設立し、平成22年9月に解散する有期の法人である。

契 約

<p>①契約に係る規程類、体制の整備状況</p>	<p>○契約の適正化についての規程等の措置状況</p> <p>(国と同様の基準に措置済)</p> <ul style="list-style-type: none">・一般競争入札における公告期間・指名競争の限度額・随意契約を行うことができる基準(恣意的な運用が可能となる条項(包括的随契条項、公益法人随契条項等)はない。)・予定価格の作成・省略 <p>(今後の検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・総合評価方式の導入・複数年度契約に関する規定・企画競争実施のための要領・マニュアル等 <p>※ 機構の存続期間が残り1年余である中において、該当事案の発生の可能性も考慮して検討</p> <p>○1者応札の状況</p> <p>平成20年度においては、前記のとおり国と同様の基準による公告期間により37件の競争入札を実施した結果として、8件(22%)が1者応札となった。</p> <p>今後は応札者の増加に向けて、他の法人や厚生労働省の改善方策も参考に公告期間の延長等を含めて検討を行う。</p> <p>○第三者への再委託</p> <p>原則として禁止し、業務の履行上やむを得ないもので機構が事前に承諾した場合に限り認めることを契約書に明記。</p> <p>平成20年度の契約において再委託に係る申請・承諾を行った事例はない。</p>
--------------------------	--

<p>②「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況</p>	<p>○平成 20 年度の新規契約 一部の随意契約によらざるを得ないもの（土地・建物の借料、旧法定外公共物の購入等）を除き、競争性のある契約を実施。</p> <p>○平成 20 年度の「随意契約見直し計画」措置状況</p> <p>（一般競争入札に移行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合機の賃貸借及び保守業務 ・書類の保管・管理業務 ・自動車運行管理業務 <p>（企画競争を実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の出張に係る切符等の後払い契約 <p>これらにより、「随意契約見直し計画」に掲げた競争性のある契約への移行は全て完了。</p> <p>○平成 19 年度と平成 20 年度の比較 P 1 4 参考 3 の 2 IV 参照</p>
-----------------------------	--

(参考3の2)

I 平成20年度の実績【全体】			
		件数	金額
競争性のある契約	競争入札等	37件 (45.1%)	2,070百万円 (82.3%)
	企画競争等	7件 (8.5%)	164百万円 (6.5%)
競争性のない随意契約		38件 (46.3%)	282百万円 (11.2%)
合 計		82件 (100%)	2,516百万円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札等」には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

II 平成20年度の実績【同一所管法人等】			
		件数	金額
競争性のある契約	競争入札等	0件 (0%)	0百万円 (0%)
	企画競争等	0件 (0%)	0百万円 (0%)
競争性のない随意契約		4件 (100%)	26百万円 (100%)
合 計		4件 (100%)	26百万円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札等」には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ 平成20年度の実績【同一所管法人等以外の者】		
	件数	金額
競争性のある契約	競争入札等 37件 (47.4%)	2,070百万円 (83.1%)
	企画競争等 7件 (9.0%)	164百万円 (6.6%)
競争性のない随意契約	34件 (43.6%)	256百万円 (10.3%)
合計	78件 (100%)	2,490百万円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札等」には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

IV 平成19年度と平成20年度契約実績の比較					
		平成19年度		平成20年度	
		件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	競争入札等	69件 (59.5%)	1,968百万円 (81.0%)	37件 (45.1%)	2,070百万円 (82.3%)
	企画競争等	1件 (0.9%)	5百万円 (0.2%)	7件 (8.5%)	164百万円 (6.5%)
競争性のない 随意契約		46件 (39.7%)	456百万円 (18.8%)	38件 (46.3%)	282百万円 (11.2%)
合 計		116件 (100%)	2,428百万円 (100%)	82件 (100%)	2,516百万円 (100%)

○競争性のない随意契約の比較

(実数)

「随意契約見直し計画」に即した一般競争入札又は企画競争への移行(P11参考3②参照)、譲渡の完了した年金福祉施設等の土地賃貸借契約の解除により、件数、金額とも減少。

(割合)

金額で18.8%から11.2%と約半分に減少している一方、件数では39.7%から46.3%へと増加。これは、平成19年度において一般競争入札により年金福祉施設等の耐震診断調査業務(31件)を実施しており、当該年度に同業務が終了したことにより、平成20年度の契約総件数が減少したことに起因する。

○平成20年度の競争性のない随意契約

いずれも契約の相手方が限定されているなど、随意契約によらざるを得ないものである。

(参考)

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

1. 随意契約の見直し計画

平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によらざるを得ない土地・建物の借料等を除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(15.7%)	(49.2%)
				11	233
一般競争入札等	競争入札			(57.1%)	(21.1%)
				40	100
	企画競争	(8.6%)	(13.5%)	(8.6%)	(8.6%)
		6	64	6	41
随意契約		(91.4%)	(86.5%)	(18.6%)	(21.1%)
		64	409	13	100
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		70	473	70	473

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(-%) 0	(-%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(-%) 0	(-%) 0		
随意契約		(-%) 0	(-%) 0	(-%) 0	(-%) 0
合 計		(-%) 0	(-%) 0	(-%) 0	(-%) 0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(15.7%) 11	(49.2%) 233
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(8.6%) 6	(13.5%) 64		
随意契約		(91.4%) 64	(86.5%) 409	(18.6%) 13	(21.1%) 100
合 計		(100%) 70	(100%) 473	(100%) 70	(100%) 473

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行できるよう、以下の措置を講じる。

(1) 総合評価方式の導入拡大

今後、総合評価落札方式による一般競争入札の導入の可能性を検討する。

(2) 複数年度契約の拡大

現在行っている複数年度にわたる契約の拡大については、委託業務内容及び実施期間・時期を踏まえ、適確に行っていく。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札及び企画競争などによるそれぞれの契約方法の手続きの効率化について、費用対効果も踏まえ検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

内 部 統 制

<p>①内部統制に係る取組状況</p>	<p>当機構は5年の限られた期間の中で、年金福祉施設等の譲渡・廃止を完了することを目的として設立され、現在39名の常勤役職員で業務運営を行っているところであり、財務状況等以外の内部統制に係る主な取組については以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当機構における役職員の職務執行の在り方を始めとする内部統制については、外部の会計監査人による監査、及び監事による監査に基づく指導を得つつ向上を図っているところであり、毎年度監査結果をホームページ上で公表している。○ 目標管理の導入に係る職員の人事評価制度については、職員が組織目標等を明確に意識し、主体的な業務遂行に当たることを促すことを目的とした業務実績評価と、職員の主体的な能力発揮・能力開発を促すことを目的とした能力評価で構成される人事評価制度を導入しており、評価結果については、昇給・勤勉手当へ反映を行なっている。 また、役員的人事評価については、独立行政法人自体の業務の実績を評価の対象とし、独立行政法人評価委員会の評価結果と、半期ごとの売却実績の総合結果により評価を行い、期末手当支給時に反映する仕組みとなっており、退職手当については、独立行政法人評価委員会の評価を受けて支給率に反映させることとしている。○ また、当機構の監事は非常勤であるものの、重要事項の決定に係る幹部会（月2回）と、役員会（月1回）に出席するほか、毎週定例日（水曜日）に出勤し、事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）を行い、厳正なる監査のもと適正に業務が運営されているものと考えている。（監事の在り方については、今後、政府等の検討結果を踏まえて検討していく）○ 特定独立行政法人は勤務条件の重要な構成要素である勤務時間、休憩、休日及び休暇について、国民一般の理解と納得を得るためこれらの内容について公表が義務づけられているが、特定独立行政法人以外の独立行政法人である当機構においても、ホームページ上にて職員就業規則の全文を掲載することで、職員の勤務時間その他の勤務条件の公表を行っている。
---------------------	---